

六ヶ所村  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画  
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月  
六ヶ所村



## はじめに



六ヶ所村では、障がいのある人もない人も、すべての人が安心して元気に暮らせるように、「すべての住民が互いの個性を認め合い、共に暮らし、共に支え合う地域づくり」を六ヶ所村障がい者計画の基本理念として、障がいのある人のための多様な施策の展開を図っております。

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の具体的な実施に関しましては、平成30年3月に「六ヶ所村第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある皆様のご意向に沿いながら、サービス提供の確保や事業の実施に努めて参りました。

国においては2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年5月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、さらに2018（平成30）年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい福祉分野の法制度の整備が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染予防対策で新しい生活様式が求められる等、私たちを取り巻く環境も大きく変化しております。

こうした状況のなか、前計画の考えや施策を継承しつつ、これまで以上に一人ひとりのニーズに沿った支援をする取り組みを進めていくため、「六ヶ所村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画のもと、障がいのある子どもから高齢者まですべての村民が、それぞれの状況に応じて身近な場所で必要なサービスを利用でき、就労をはじめとする充実した活動や社会参加など、ご本人の願いが叶えられるよう、各々の生活の質の向上につながっていく環境づくりを進めて参ります。また、計画の推進にあたっては、障がいのある人が地域において、自分らしい生活が実現されることを目指し、関係者の皆様と連携しながら推進して参りますので、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、「六ヶ所村地域自立支援協議会」に参画いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

六ヶ所村長 戸田 衛



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
（1）計画の法的位置づけ.....	2
（2）計画の対象.....	3
（3）他計画との調和.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
（1）計画の策定体制.....	6
（2）地域自立支援協議会.....	6
（3）アンケート調査.....	6
第2章 障がい者を取巻く現状.....	7
1 人口構造と世帯数.....	7
2 障がい者の状況.....	8
（1）障がい者数.....	8
（2）身体障がい者の状況.....	9
（3）知的障がい者の状況.....	10
（4）精神障がい者の状況.....	10
（5）難病患者等の状況.....	11
3 障がい者の在学、雇用・就業の状況.....	12
（1）障がい児の就学状況.....	12
（2）障がい者の就労状況.....	13
4 アンケート調査結果.....	14
（1）調査結果の抜粋.....	14
第3章 計画の基本的な視点.....	33
1 基本的理念.....	33
（1）障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	33
（2）障がい福祉サービスの一元的な実施.....	33
（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	33
（4）地域共生社会の実現に向けた取組.....	34
（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援.....	34
（6）障がい福祉人材の確保.....	35
（7）障がい者の社会参加を支える取組.....	35

2	基本的な考え方	36
	(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保	36
	(2) 相談支援の提供体制の確保	36
	(3) 障がい児支援の提供体制の確保	36
第4章	数値目標の設定	37
1	第5期計画成果目標の達成状況	37
	(1) 福祉施設入所者の地域生活移行の達成状況	37
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
	(3) 地域生活支援拠点の整備の達成状況	38
	(4) 福祉施設から一般就労への移行の達成状況	38
	(5) 就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者の達成状況	39
	(6) 就労定着支援による職場定着率	39
	(7) 障がい児支援の提供体制の整備	40
2	令和5年度までに目指す数値目標の設定	41
	(1) 福祉施設入所者の地域生活移行の目標	41
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
	(3) 地域生活支援拠点の整備	42
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	43
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	44
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	45
	(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	45
第5章	障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	
	(第6期障がい福祉計画)	47
1	訪問系サービス	47
2	日中活動系サービス	49
3	居住系サービス	51
4	相談支援	53
第6章	障がい児支援の見込量と確保の方策(第2期障がい児福祉計画)	55
1	障がい児通所支援	55
2	障がい児相談支援	57
3	医療的ケアを要する障がい児に対する支援	58
第7章	自立支援医療と補装具	59
1	自立支援医療制度	59
	(1) 精神通院医療	59
	(2) 更生医療	59
	(3) 育成医療	59
2	補装具の支給	61

第8章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	63
1 理解促進・研修啓発事業.....	63
2 自発的活動支援事業.....	64
3 相談支援事業.....	64
4 成年後見制度利用支援事業.....	66
5 成年後見制度法人後見支援事業.....	67
6 コミュニケーション支援事業.....	68
7 日常生活用具給付等事業.....	69
8 手話奉仕員養成研修事業.....	70
9 移動支援事業.....	71
10 地域活動支援センター.....	72
11 任意事業.....	73
第9章 計画の推進にあたって.....	75
資 料.....	77
1 六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱.....	77
2 六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿.....	79





# 第1章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、国では、障がいのある人の権利および尊厳を保護および促進する観点から、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の意義を認め、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。

平成23年には「障害者基本法」を改正し、平成24年には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称し改正、さらに平成25年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定しています。このような国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者権利条約」の批准書を国連事務総長に寄託し、同年2月、我が国において「障害者権利条約」が発効しました。さらに国では、平成30年3月「障害者権利条約」との整合性を図りながら「障害者基本計画（第4次）」を策定しています。

また、平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正され、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」をめざし、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築するため、障がい福祉を含めた地域福祉全体で、取組を推進していくことが示されています。これを受けて、平成30年の社会福祉法の改正では、「地域福祉計画」は「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の上位計画として位置づけられ、「地域共生社会の実現に向けた取組」を推進するための計画となっています。

今回、六ヶ所村では、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、令和5年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、令和5年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。この計画は、児童福祉法第33条の20第6項において「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることから、本村においては、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

#### ◆障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置づけ

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条	障がい者(児)施策 の中のサービス提供 などについての具 体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障がい児福祉計画	児童福祉法第33条の20		障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

## (2) 計画の対象

「障がい福祉計画」の対象者である障がい者とは、障害者総合支援法の規定による「障害者（難病患者等を含む）」及び「障害児」とします。

### 【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

### 【児童福祉法】

第4条 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### (3) 他計画との調和

#### ①障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との整合性

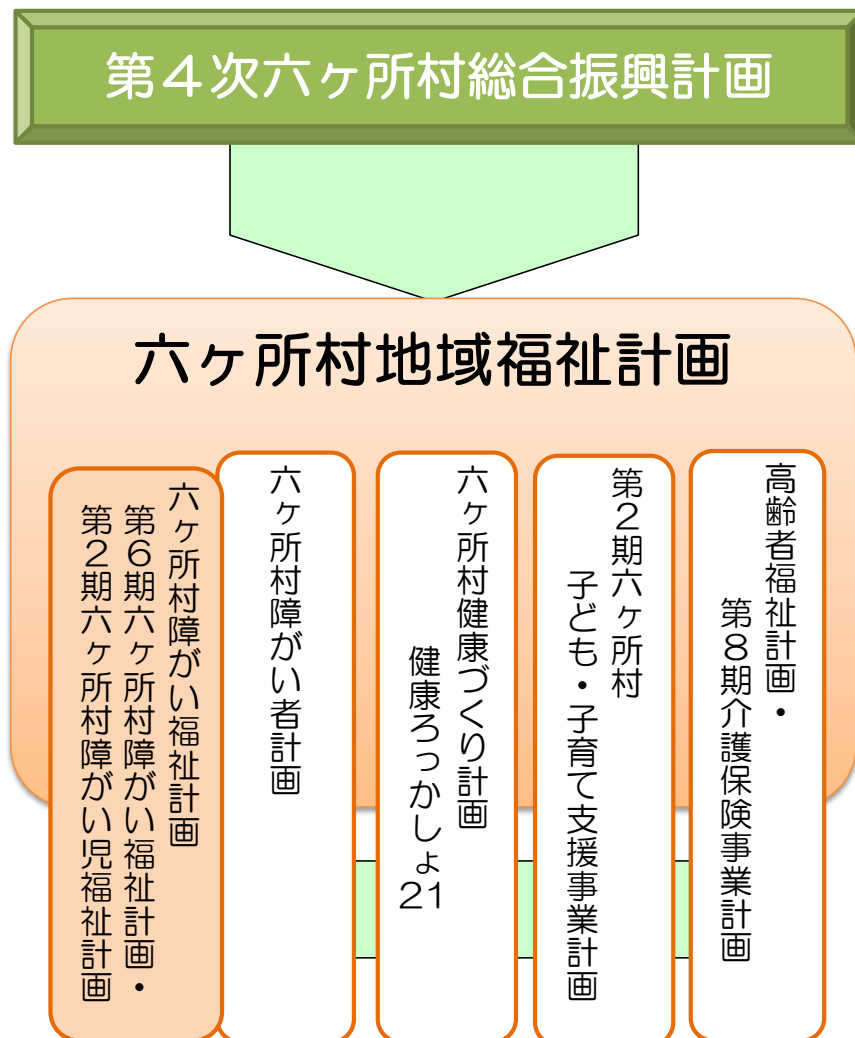
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の見込み量を掲げる計画であり、また障がい者計画の一部に位置づけられることから、基礎となる「障がい者計画」との整合性を図ることが必要です。

なお、本計画に掲げる目標値及び見込み量等は県との調整を行った上で設定しています。

#### ②関連する他の計画との整合性

策定にあたっては、国の基本指針や青森県の計画を踏まえた上で、また、上位計画である六ヶ所村総合振興計画との整合性を図ったほか、他の保健福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。

#### ◆関連する他の計画との関係

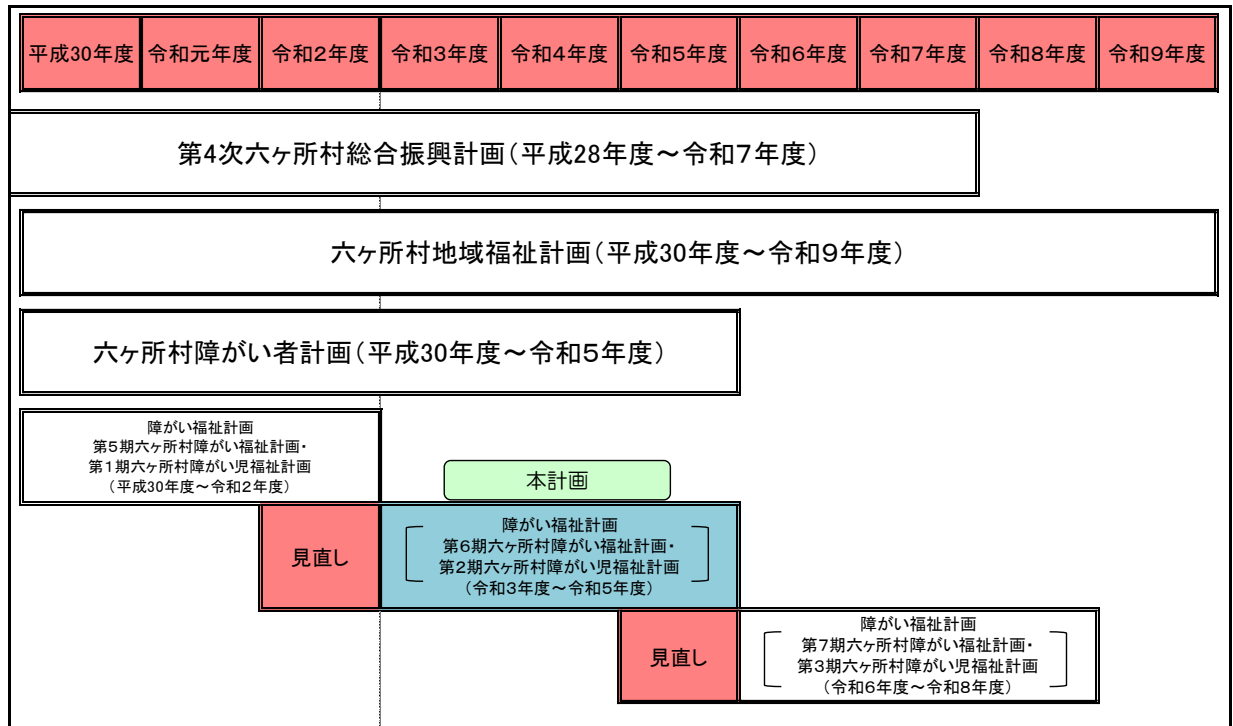


### 3 計画の期間

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、3年を1期として作成することとされており、平成30年度から令和2年度までの第5期計画期間の終了に伴い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障がい福祉計画」を策定するものです。

また、「第2期障がい児福祉計画」は「第6期障がい福祉計画」と一体的に作成することから「第6期障がい福祉計画」と同様に令和3年度から令和5年度までの3年を1期として策定します。

#### ■ 計画期間



## 4 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

福祉課が中心となり、庁内の関係各課、係と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に地域自立支援協議会に提出するための計画案を作成しました。また、計画案の作成にあたっては、障がい者に対してアンケート調査を行い、その結果を反映するよう留意しました。

### (2) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、学識経験者、障がい者団体、教育・保健・医療関係者、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、庁内の関係各課の職員等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画案を策定しました。

### (3) アンケート調査

計画策定にあたっては、障がい者の日常生活の状況や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、障害者手帳の所持者（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳）、自立支援医療受給者及び自立支援サービス受給者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

調査対象者	令和2年8月1日現在、本村住民である在宅の障害者手帳所持者 自立支援医療、自立支援サービス受給者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年8月～9月

#### ●配布・回収の結果

配布数	回収数 【回収率】	無効回答数	有効回答数 【有効回答率】
482件	196件 【40.6%】	1件	195件 【40.4%】



## 第2章 障がい者を取巻く現状

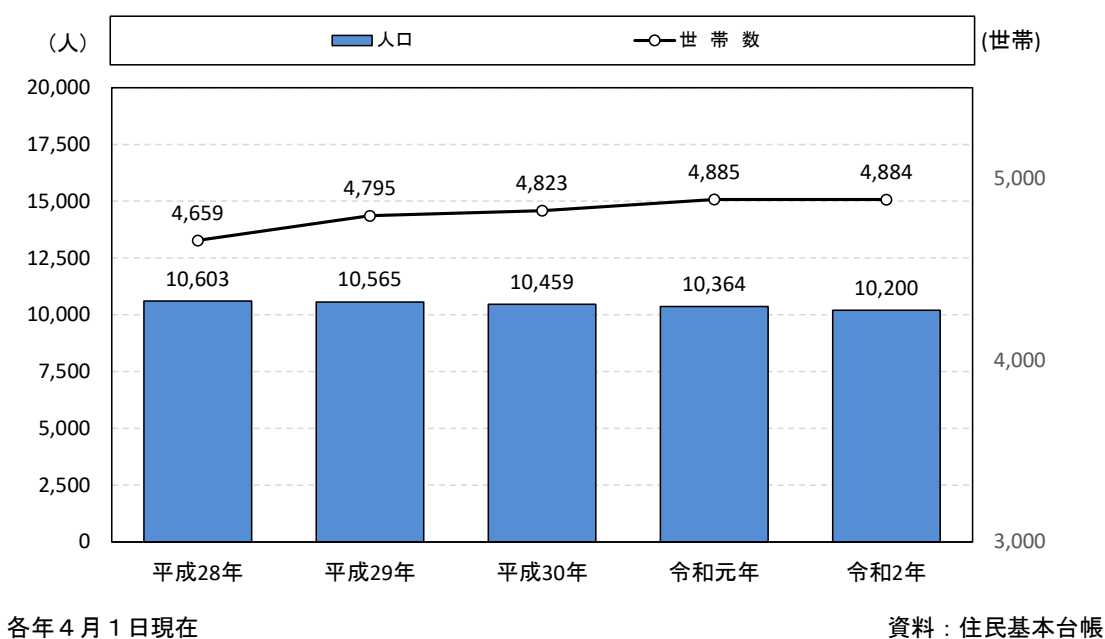


# 第2章 障がい者を取巻く現状

## 1 人口構造と世帯数

近年の本村の人口は減少傾向にあり令和2年4月1日現在では、10,200人となっています。その一方で、世帯数は増加傾向で推移し令和2年4月1日現在では、4,884世帯となっています。

### ●人口と世帯数の推移



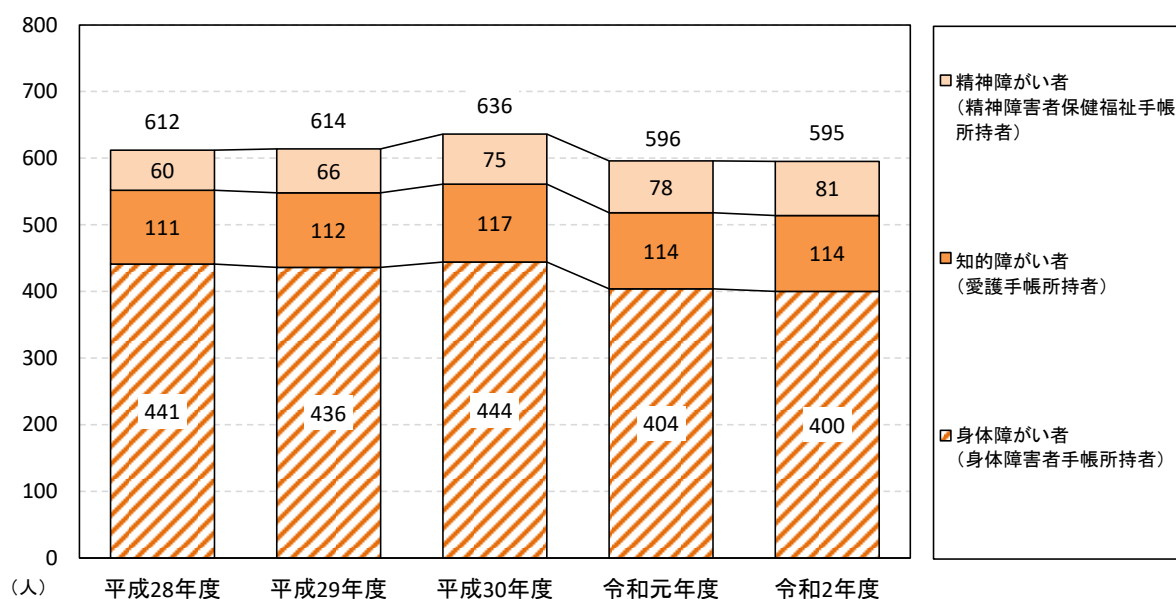
## 2 障がい者の状況

### (1) 障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、平成28年度から令和2年度にかけて17人の減少となっています。

また、障がい種別の人数では、各年度とも、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の割合が、障がい者全体の7割近くを占めています。

#### ●障がい者数の推移（手帳所持者）



(人) 各年度3月31日現在

資料：六ヶ所村 福祉課

(令和2年度は9月30日現在)

## (2) 身体障がい者の状況

身体障がい者にみられる障がいについては、各年度とも、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

## ●身体障害者手帳所持者数の推移【障がい別】

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
視覚障がい	30	31	28	29	30
聴覚・平衡感覚障がい	48	48	49	42	41
音声言語・そしゃく機能障がい	9	8	6	6	6
肢体不自由	221	216	221	194	192
内部障がい※1	133	133	140	133	131
合 計	441	436	444	404	400

各年度 3 月 31 日現在

(令和 2 年度は 9 月 30 日現在)

資料：六ヶ所村 福祉課

※1 内部障がいとは、心臓、呼吸、腎尿路、消化などの内臓機能の障がいのこと。

身体障害者手帳の等級については、各年度とも、1 級が最も多くなっています。また、1 級・2 級の重度の割合が 5 割以上となっています。

## ●身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	164	166	173	162	161
2 級	68	65	68	60	60
3 級	63	62	53	47	48
4 級	100	98	100	88	83
5 級	22	21	24	24	24
6 級	24	24	26	23	24
合 計	441	436	444	404	400

各年度 3 月 31 日現在

(令和 2 年度は 9 月 30 日現在)

資料：六ヶ所村 福祉課

### (3) 知的障がい者の状況

知的障がい者の程度については、各年度とも若干ではあるがB（軽度）の人数がA（重度）の人数を上回っています。

年齢別では、令和2年度の18歳未満の障がい児数は、全体の13.2%を占めています。

#### ●程度別愛護手帳所持者数

(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A (重度)	18歳未満	7	6	6	4	4
	18歳以上	48	49	51	50	49
	計	55	55	57	54	53
B (軽度)	18歳未満	6	7	9	11	11
	18歳以上	50	50	51	49	50
	計	56	57	60	60	61
合計	18歳未満	13	13	15	15	15
	18歳以上	98	99	102	99	99
	計	111	112	117	114	114

各年度3月31日現在

資料：六ヶ所村 福祉課

(令和2年度は9月30日現在)

### (4) 精神障がい者の状況

平成28年度からの精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者は増加傾向で推移しています。

#### ●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	27	28	27	24	23
2級	28	28	37	41	47
3級	5	10	11	13	11
合計	60	66	75	78	81

各年度3月31日現在

資料：六ヶ所村 福祉課

(令和2年度は9月30日現在)

## (5) 難病患者等の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和2年度の特定医療受給者数は62人、小児慢性特定疾病医療受給者数は、9人となっています。

●特定医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定医療受給者数	55	54	53	62
小児慢性特定疾病 医療受給者数	7	10	10	9

各年度3月31日現在

資料：上北地域県民局（上十三保健所）

(令和2年度は9月30日現在)

### 3 障がい者の在学、雇用・就業の状況

#### (1) 障がい児の就学状況

一般の小中学校において、障がいのある児童のための特別支援学級数と在籍児童・生徒数は、令和2年度では13学級21人となっています。

##### ●小中学校の特別支援学級の状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	6学級	8人	7学級	13人	7学級	12人
中学校	2学級	3人	3学級	3人	6学級	9人
合計	8学級	11人	10学級	16人	13学級	21人

各年度4月1日現在

資料：六ヶ所村 教育委員会

また、本村児童・生徒の特別支援学校への就学状況は、令和2年度では計8人です。

##### ●特別支援学校への就学状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他
小学校	3人	0人	2人	0人	2人	0人
中学校	2人	0人	3人	0人	6人	0人
計	5人	0人	5人	0人	8人	0人
合計	5人		5人		8人	

各年度4月1日現在

資料：六ヶ所村 教育委員会



## (2) 障がい者の就労状況

野辺地公共職業安定所管内（七戸町・東北町・野辺地町・横浜町・六ヶ所村）に本社を置く企業のうち、法定雇用率 2.2%が適用される一般の民間企業（常用労働者数 45.5人以上規模の企業）は令和元年6月時点では63社あり、そのうちの60.3%にあたる38社が法定雇用率を達成しています。

## ●野辺地公共職業安定所管内の企業における障がい者雇用状況

①企業数	②法定雇用率達成企業数	③法定雇用率達成企業の割合
63社	38社	60.3%

令和元年6月1日現在

資料：野辺地公共職業安定所

## 4 アンケート調査結果

### (1) 調査結果の抜粋

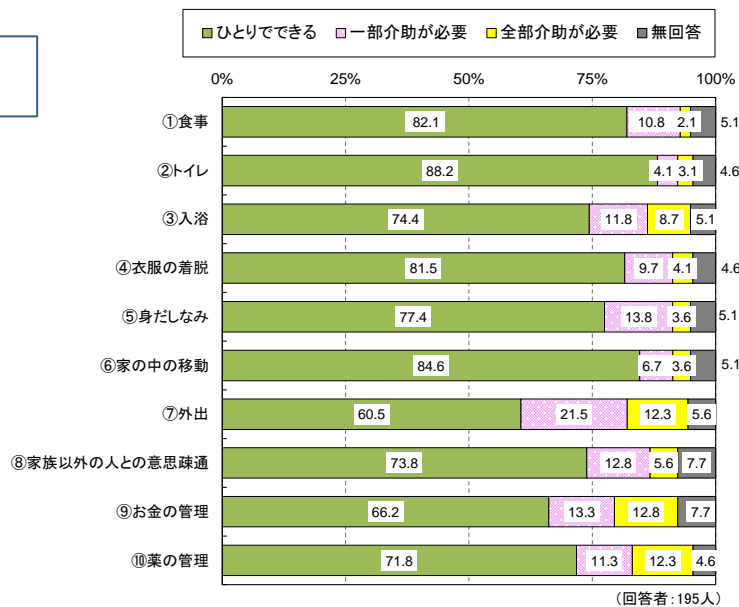
#### ①日常生活の状況について

日常生活について、「ひとりでできる」という回答割合が最も多かったのは、「トイレ」で88.2%となっており、以下「家の中の移動」(84.6%)、「食事」(82.1%)と続いています。

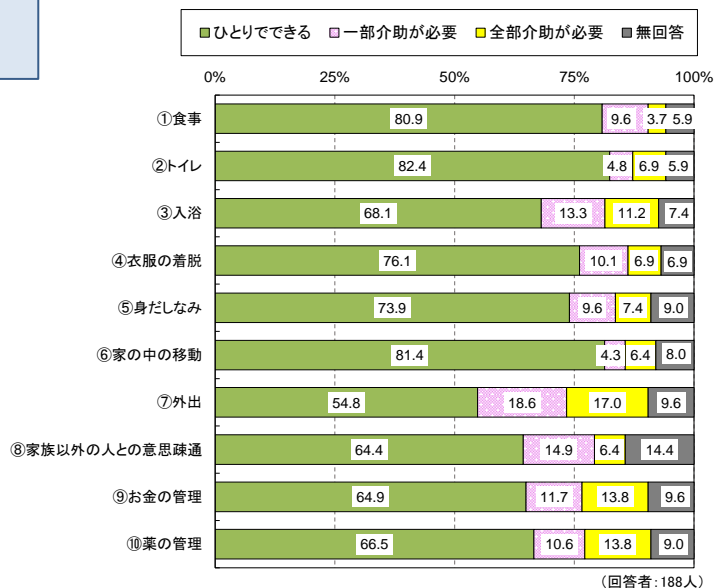
「介助が必要」なものとしては、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」、「入浴」などが多くなっています。同行援護や行動援護、居宅介護などの訪問系サービスの充実、適切なサービスを提供できる体制の整備が求められています。

#### ■日常生活動作

##### 【令和2年度調査】



##### 【平成29年度調査】



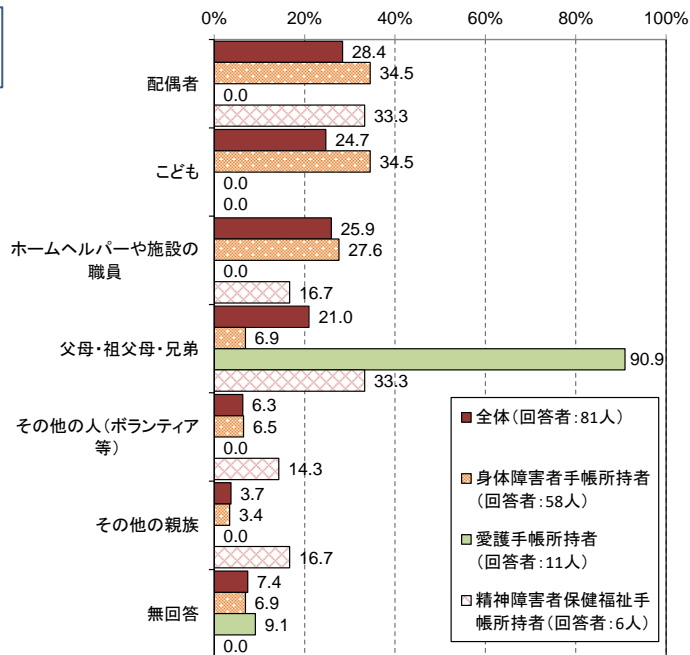
②主な介助者について

日常生活について「介助が必要」と回答した人に主な介助者を尋ねると、全体では、「配偶者」が28.4%で最も多くなっています。身体障害者手帳所持者では「配偶者」と「こども」、愛護手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母・祖父母・兄弟」がそれぞれ最も多くなっています。

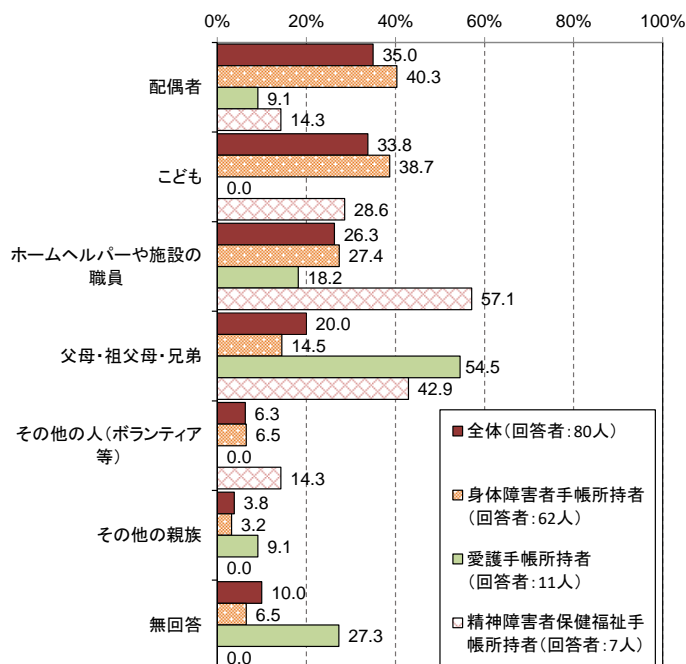
適切な障がい福祉サービスの提供を図り、障がい者自身と介助者の負担の軽減が求められています。

■主な介助者

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



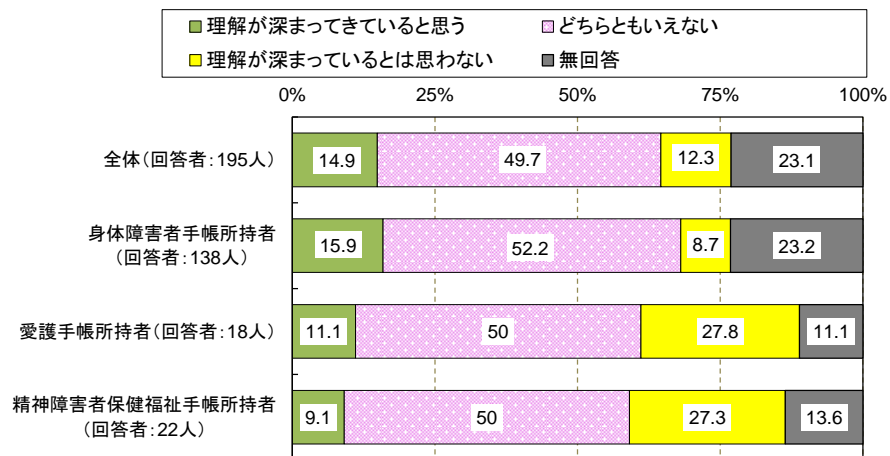
### ③障がい者の社会参加についての理解

障がい者の地域活動や就職などの社会参加について、健常者の理解が深まってきていると思うかを尋ねると、「どちらともいえない」が最も多いものの、「理解が深まっているとは思わない」という回答が12.3%となっており、前回調査から、12.7%減少しています。

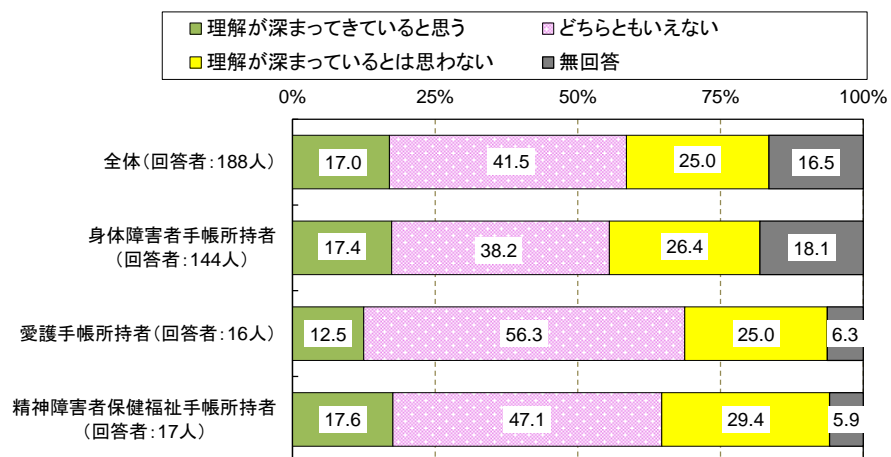
障がい者や障がいへの理解をより深めていくための、啓発方法などについて検討します。

### ■障がい者や障がいについての理解

#### 【令和2年度調査】



#### 【平成29年度調査】



④外出の頻度

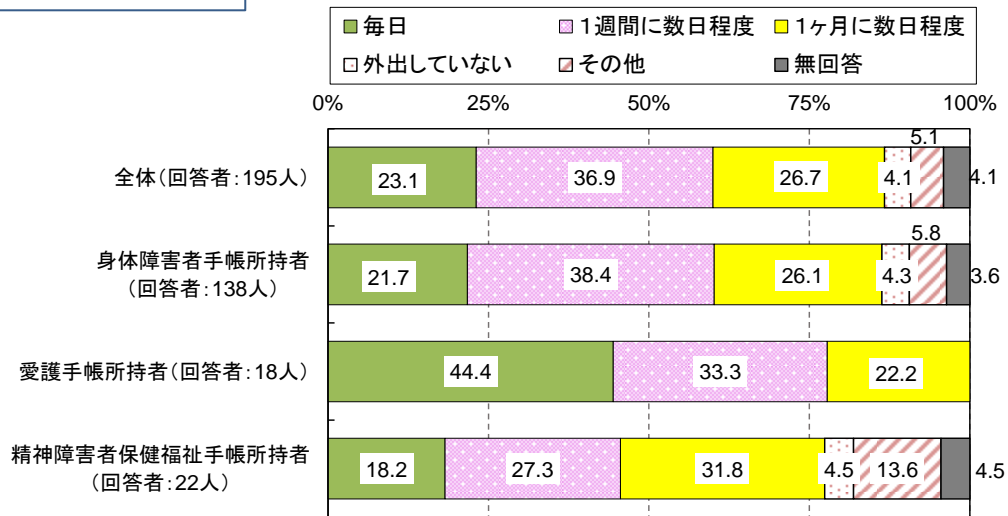
外出の頻度について尋ねると、「1週間に数日程度」が最も多く全体の36.9%が回答しています。

「外出していない」は4.1%となっており、前回調査から2.8%減少しています。

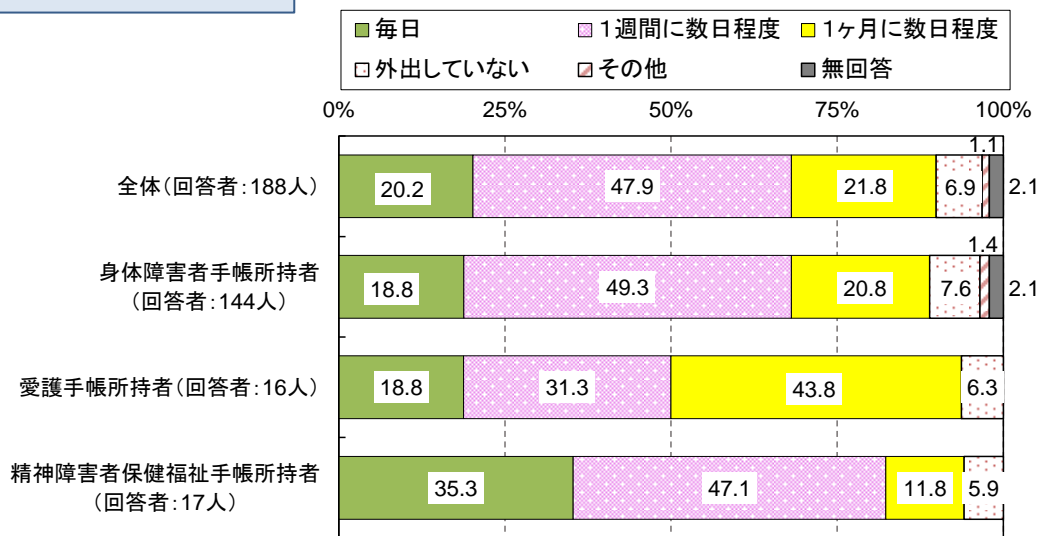
外出頻度の減少は、ひきこもりや寝たきりにつながることもあり、障がい者の状況把握や外出支援の充実について検討します。

■外出の頻度

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】

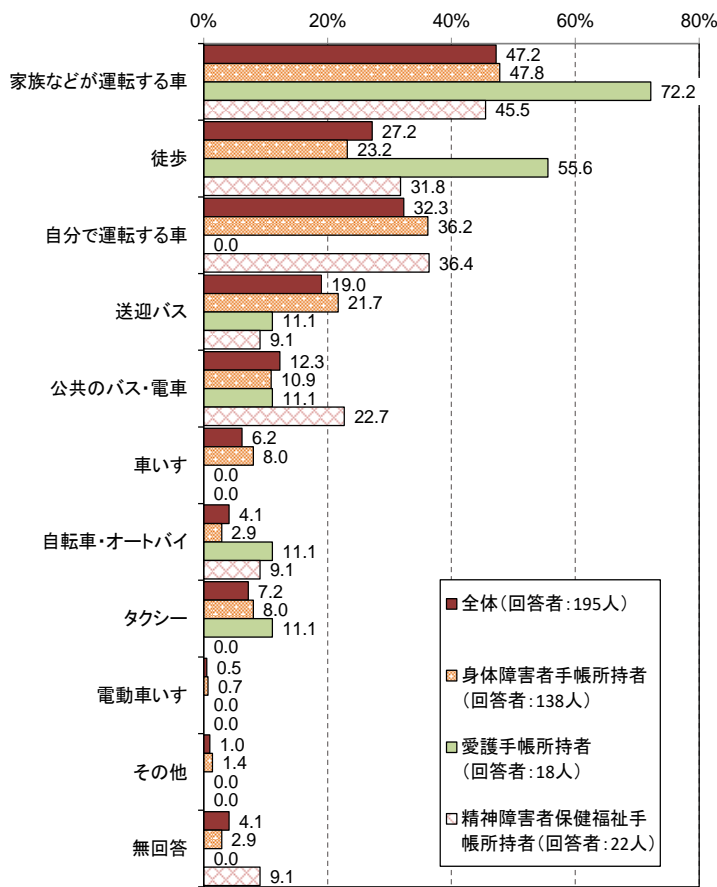


⑤外出時の手段

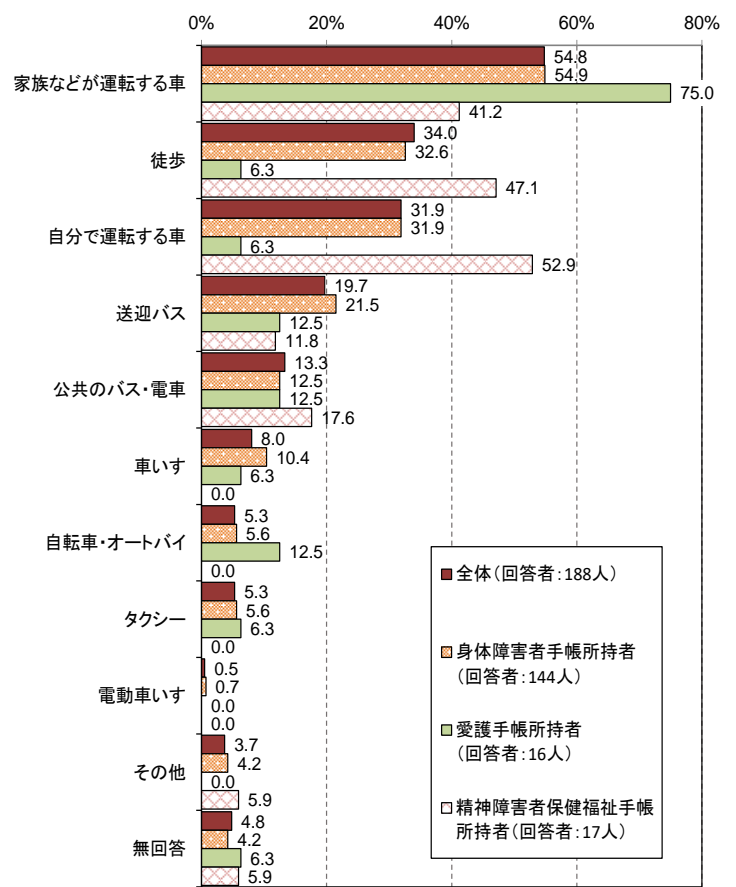
外出の頻度について尋ねると、「家族などが運転する車」が最も多くなっています。概ね前回調査と同様の結果となっていますが、「自分で運転する車」、「公共のバス・電車」、「タクシー」がわずかに増加しています。

■外出時の手段

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



⑥外出時の困りごと

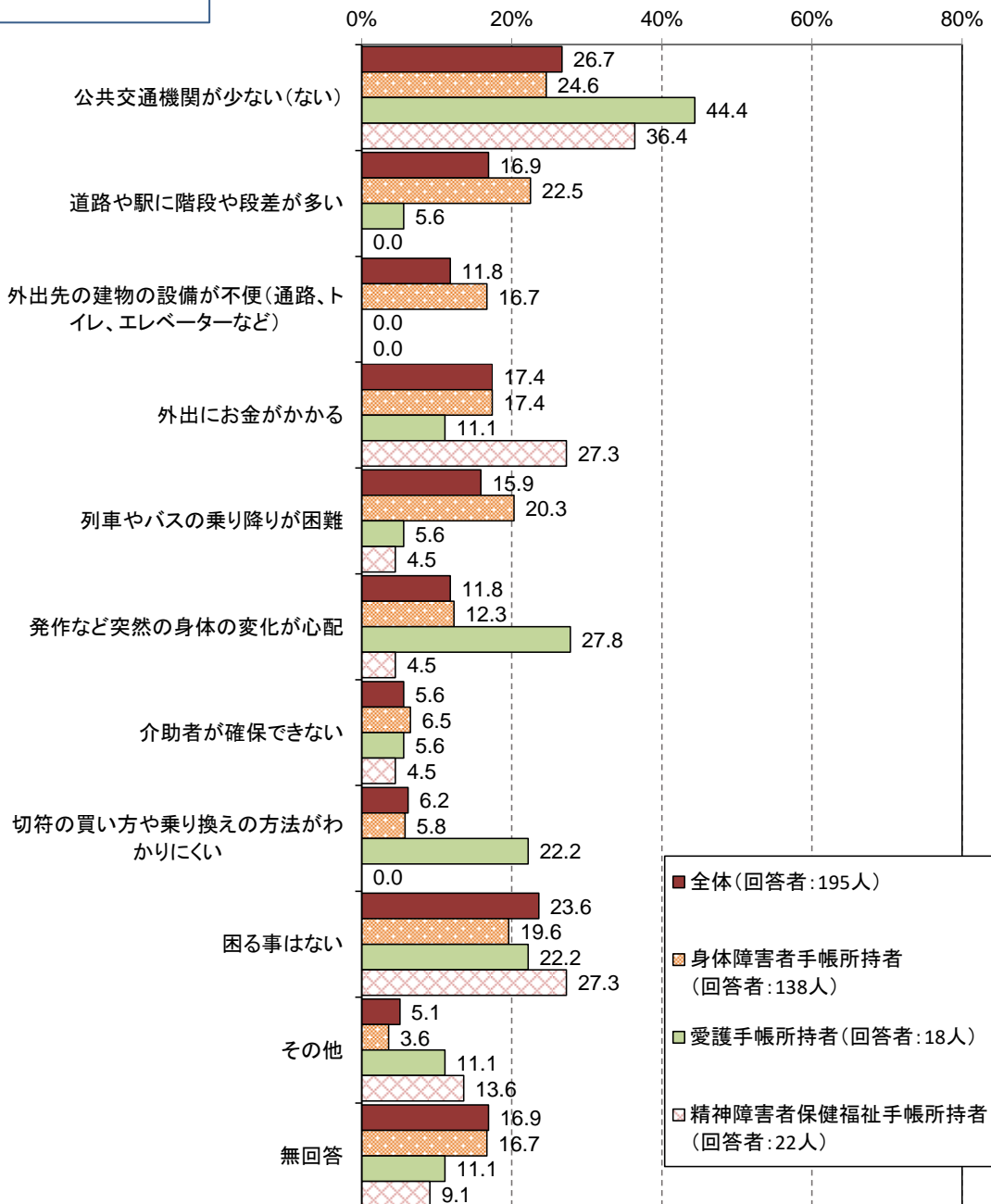
外出の際に困ることについて尋ねると、前回調査、今回調査ともに「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多くなっています。

特に、愛護手帳所持者の多くが、「公共交通機関が少ない(ない)」と回答しています。

「公共交通機関が少ない(ない)」の回答が多く、外出の手段についても、家族や自身での運転との回答が多いことから、外出時の移動支援の充実も求められています。

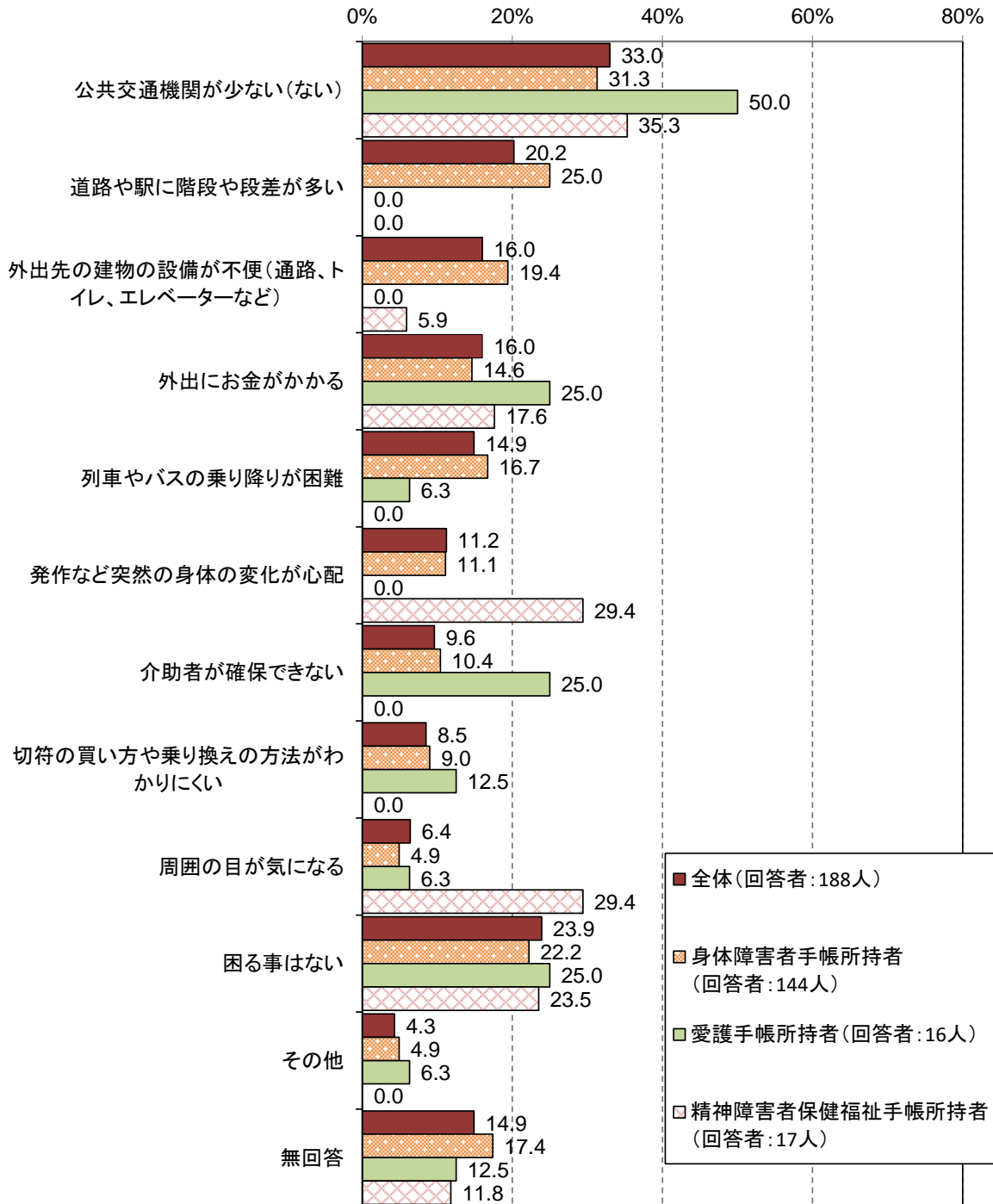
■外出時の困りごと

【令和2年度調査】



■外出時の困りごと

【平成29年度調査】





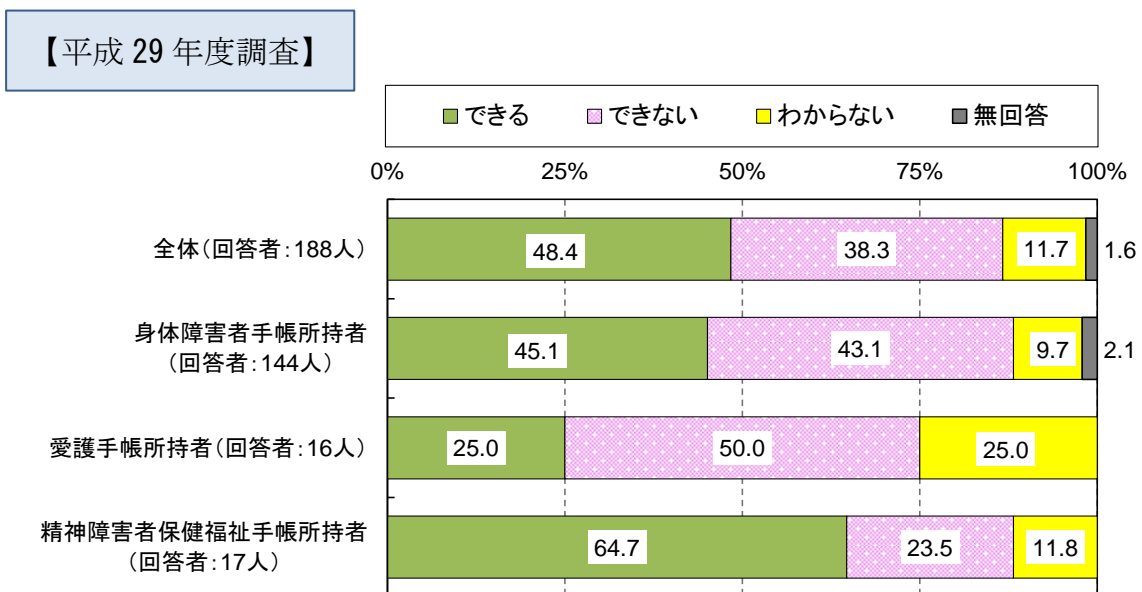
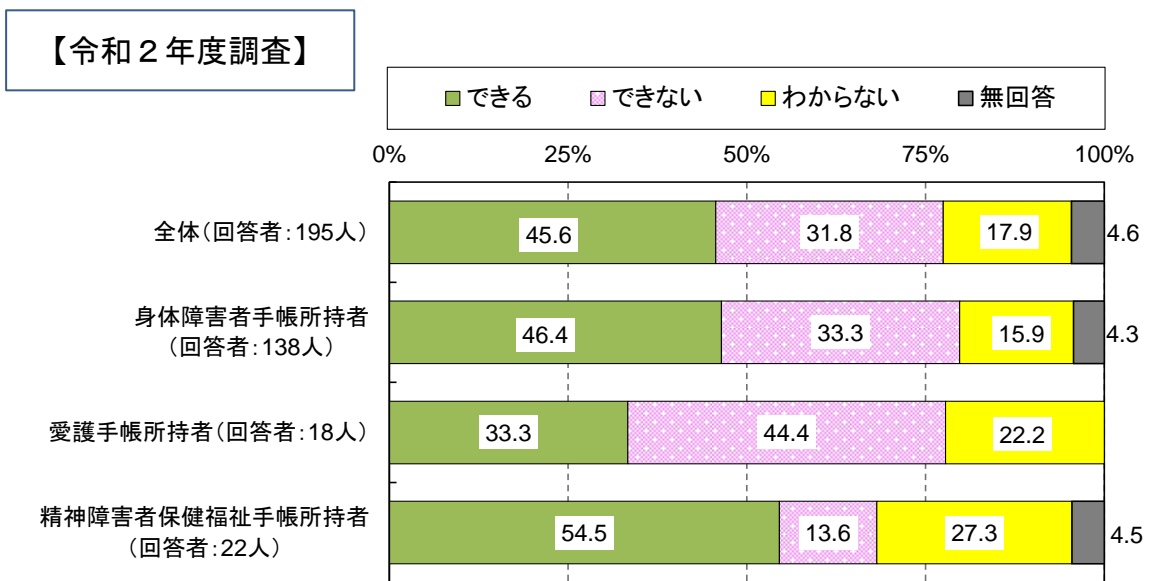
⑦災害時に避難できるか

災害時に一人で避難できるか尋ねると、全体では「できる」が45.6%となっており、前回の調査から2.8%減少しています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では46.4%、愛護手帳所持者では33.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では54.5%が「できる」と回答しています。

一人で避難できない障がい者に対しては、村民への障がいへの理解を促進し、地域での見守り、支え合いを醸成していくことが求められます。

■災害時に一人で避難できるか

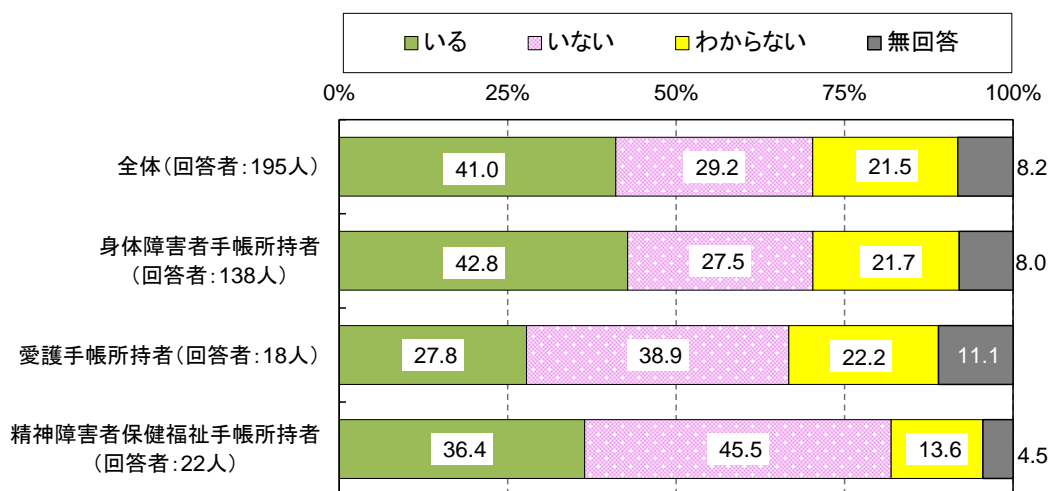


⑧緊急時に助けてくれる人

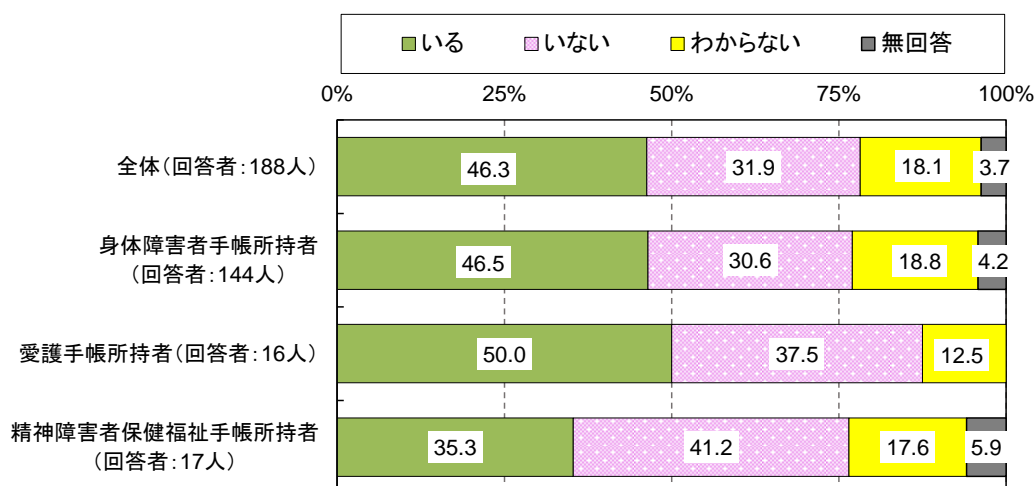
家族が不在の時やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるか尋ねると、全体では「いる」が41.0%、「いない」が29.2%と回答しており、前回調査から「いる」が5.3%、「いない」が2.7%減少し、「わからない」との回答が増加しています。

■緊急時に助けてくれる人

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



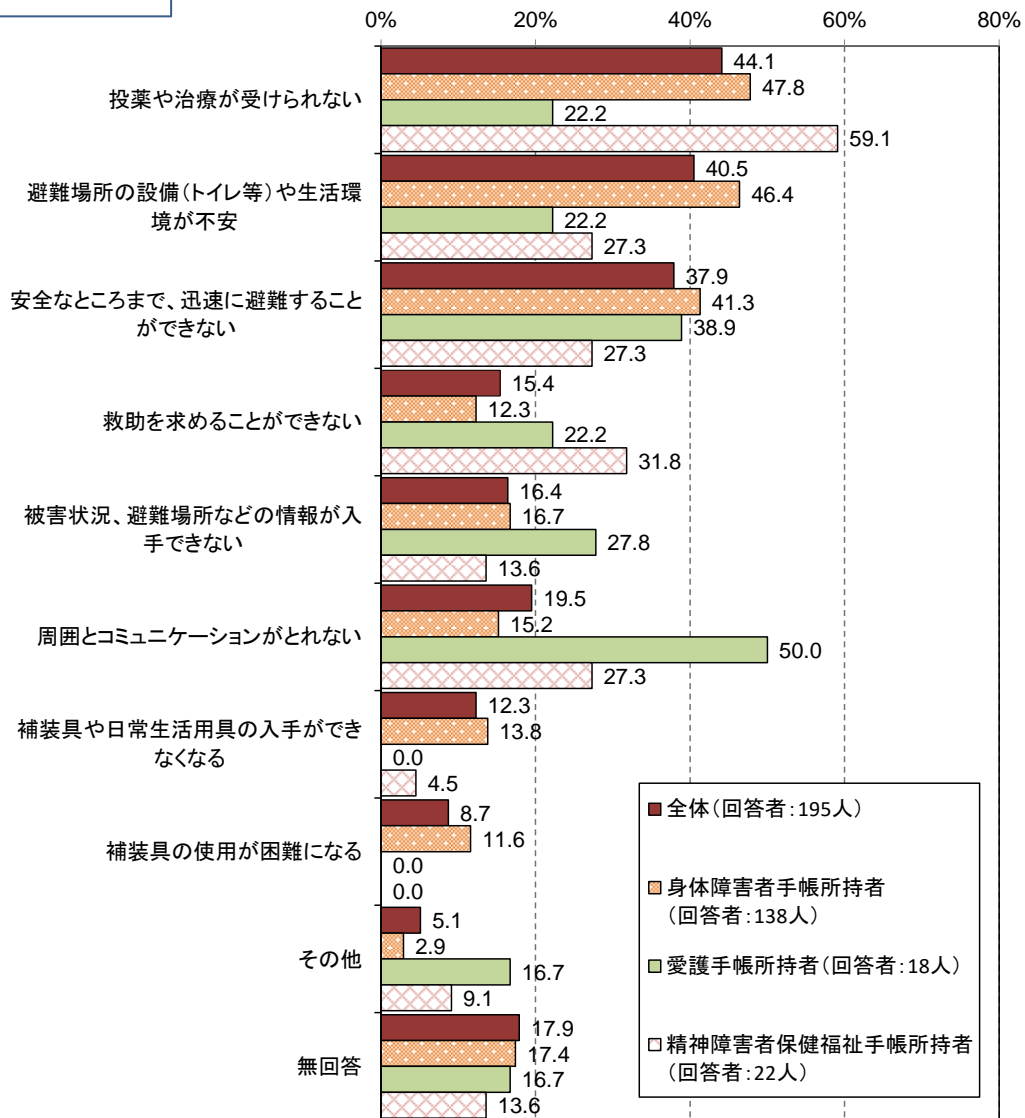
⑨災害時に困ること

災害時に困る事は、全体では「投薬や治療が受けられない」が44.1%で最も多く、以下「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(40.5%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(37.9%)と続いており、前回調査と同様の結果となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者は「投薬や治療が受けられない」(47.8%)が最も多く、愛護手帳所持者は「周囲とのコミュニケーションがとれない」(50.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」(59.1%)が最も多くなっています。

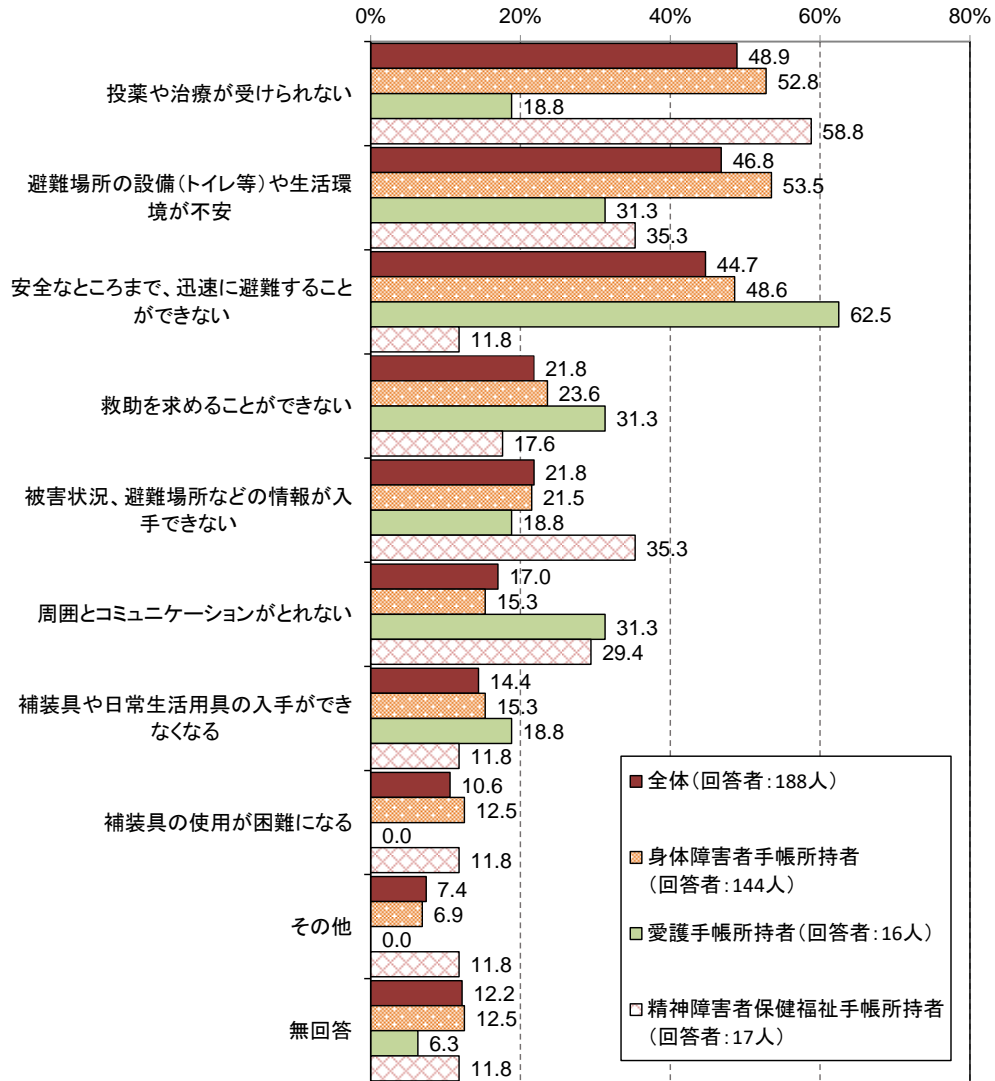
■災害時に困ること

【令和2年度調査】



■災害時に困ること

【平成29年度調査】



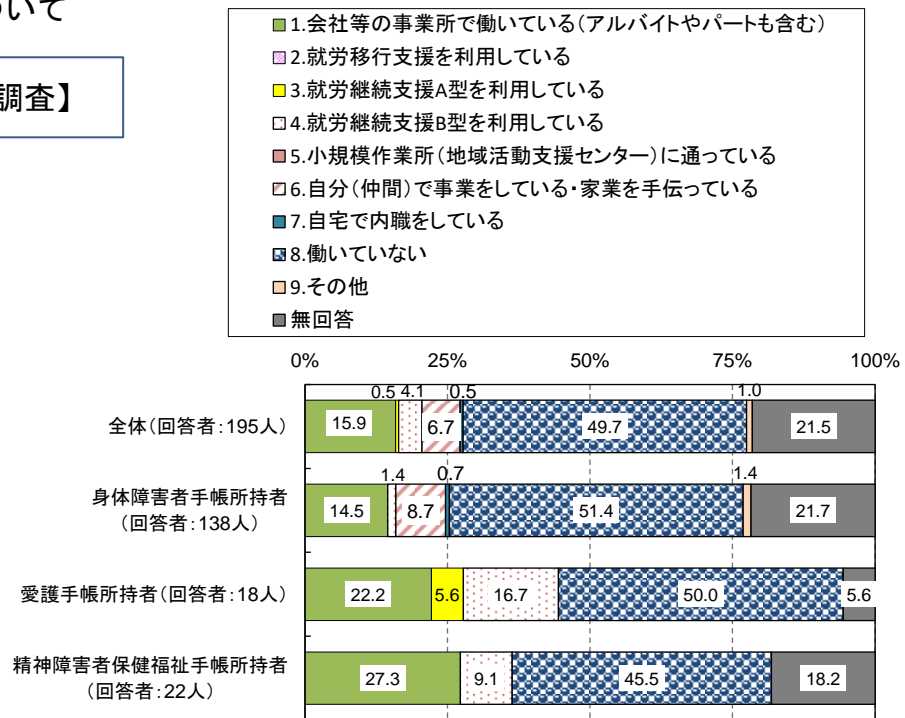
⑩就労状況について

現在仕事をしているかは、全体では「働いていない」が49.7%で最も多く、以下「会社等の事業所で働いている（アルバイトやパートも含む）」（15.9%）、「自分（仲間）で事業をしている・家業を手伝っている」（6.7%）などと回答しています。前回調査から、全体、障がい別に見ても、「働いていない」の割合は減少しています。

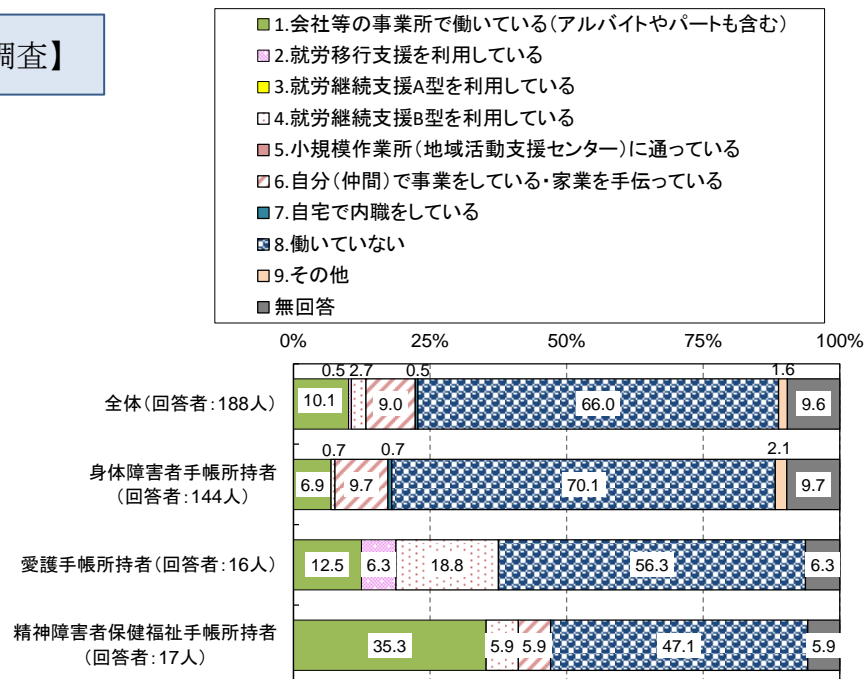
就労移行支援や就労継続支援、定着支援等の充実を図り、障がい者の就労促進が求められています。

■就労状況について

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



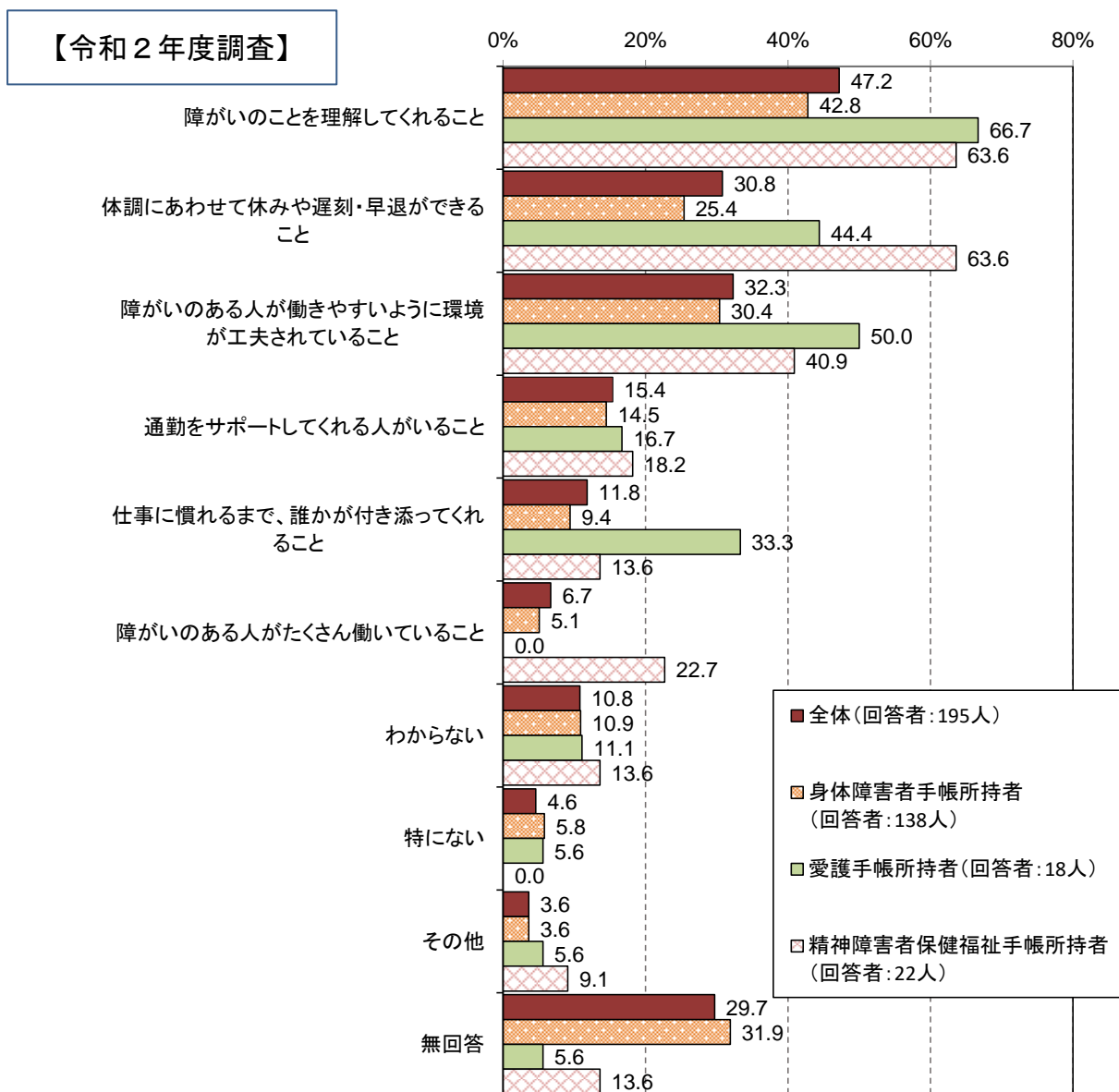
⑪障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことでは、前回調査と同様に全体、障がい別でも「障がいのことを理解してくれること」が最も多くなっています。

特に愛護手帳所持者では、約7割と高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」も「障がいの事を理解してくれること」と同数で最も多くなっています。

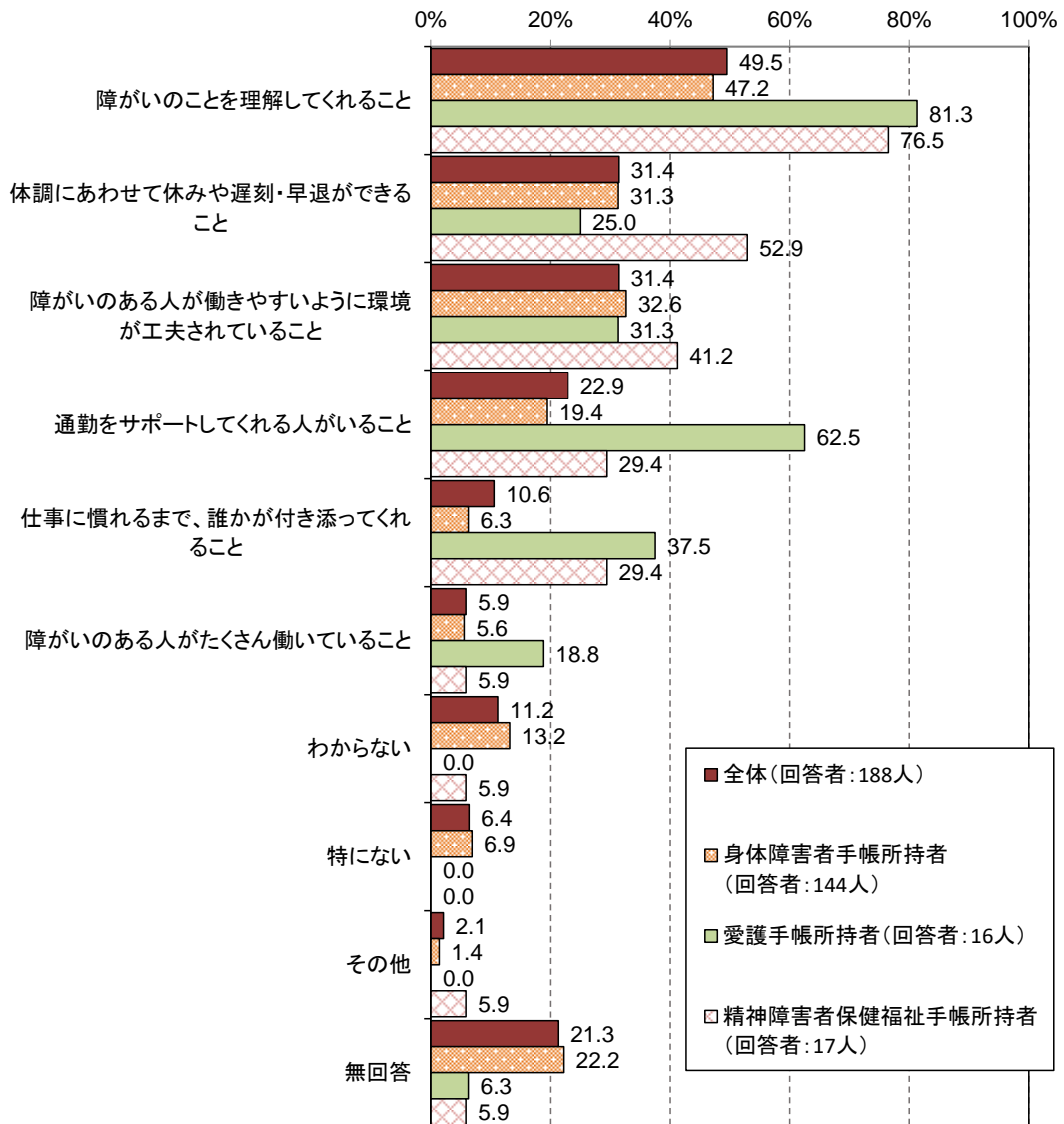
障がい及び障がい者への理解を深めるために、事業主への働きかけを行うなどの障がい者が働きやすい環境整備が求められています。

■障がいのある人が働くために必要なこと



■障がいのある人が働くために必要なこと

【平成29年度調査】



⑫差別や偏見について

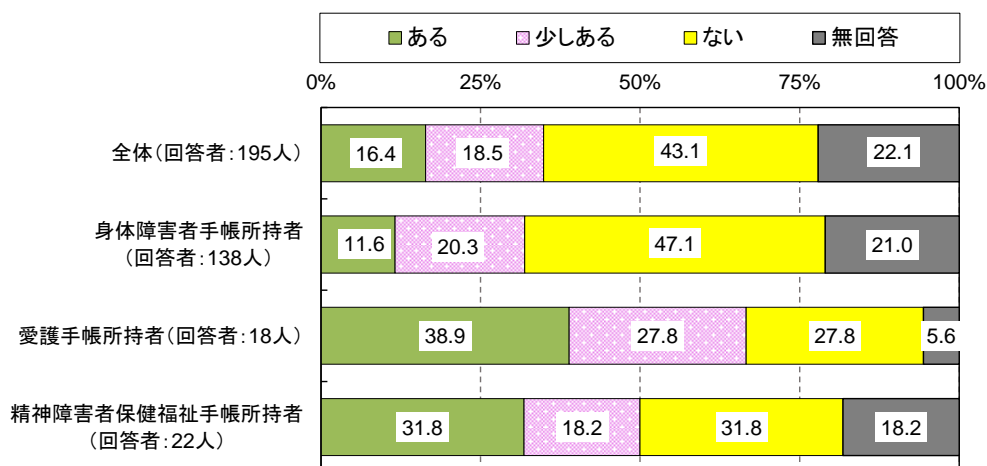
差別や嫌な思いをしたことがあるかでは、全体では「ある」が16.4%、「少しある」が18.5%となっており、34.9%がある（「ある」と「少しある」の合計）と回答しています。前回調査から、1.2%減少しています。

障がい別にある（「ある」と「少しある」の合計）という回答についてみると、身体障害者手帳所持者は31.9%、愛護手帳所持者では66.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では50.0%となっています。

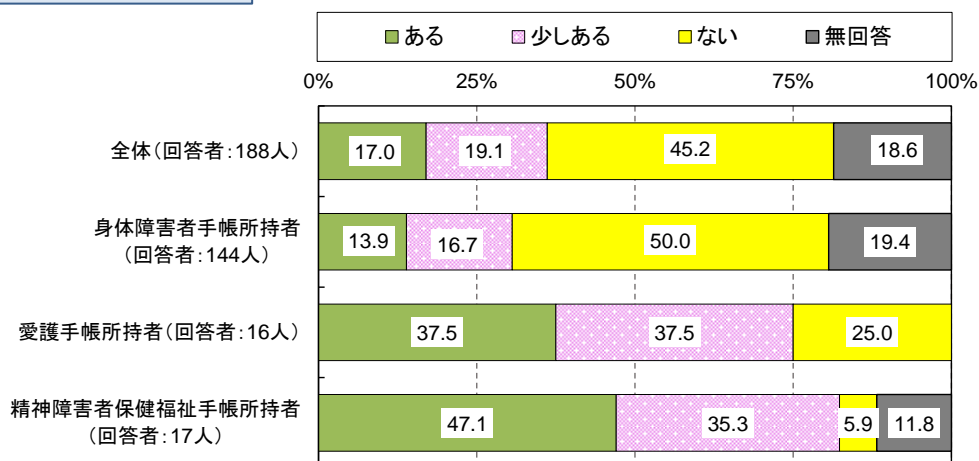
差別や偏見の減少については、障がい者の地域生活を促進し地域での交流機会の増加と、障がいや障がい者への理解を深める啓発事業の促進が求められています。

■差別や偏見について

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】





③成年後見制度の認知度

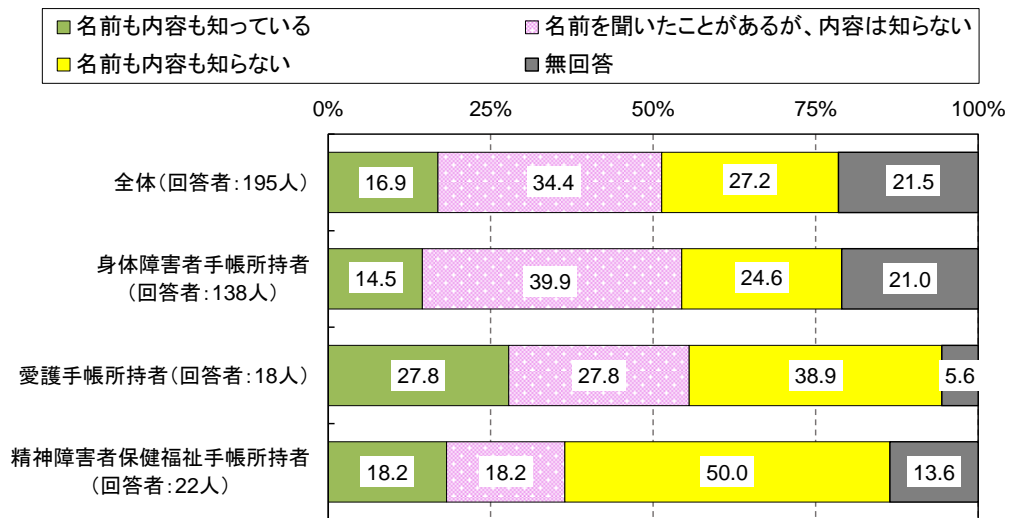
成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知っている」との回答が16.9%となっており、前回調査の11.2%から増加しています。

障がい別にみると、どの手帳所持者とも前回調査と比べ、「名前も内容も知っている」が増加しています。

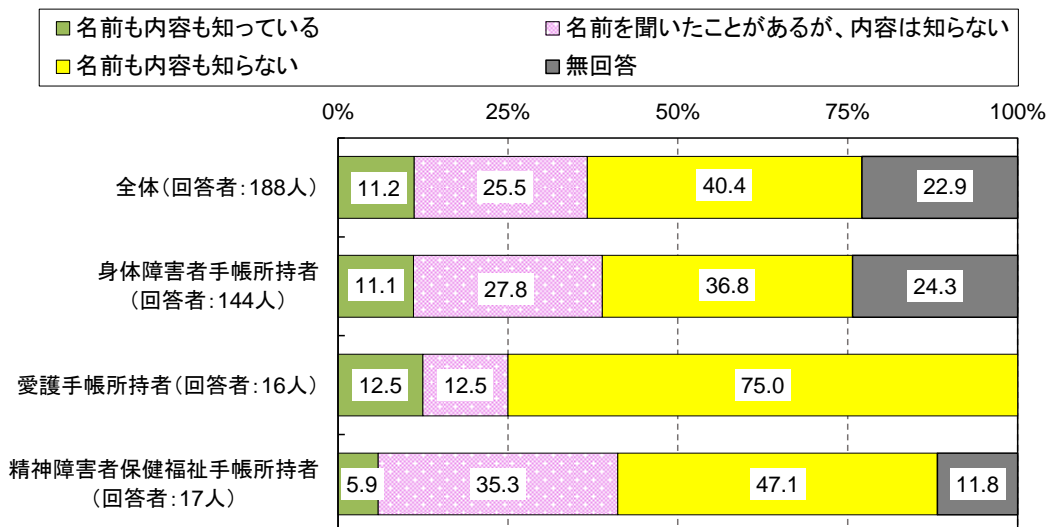
障がい者の権利擁護の観点から、必要な時に制度利用につながるよう制度の周知方法など検討します。

■成年後見制度の認知度

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



⑭障害者虐待防止法の認知度

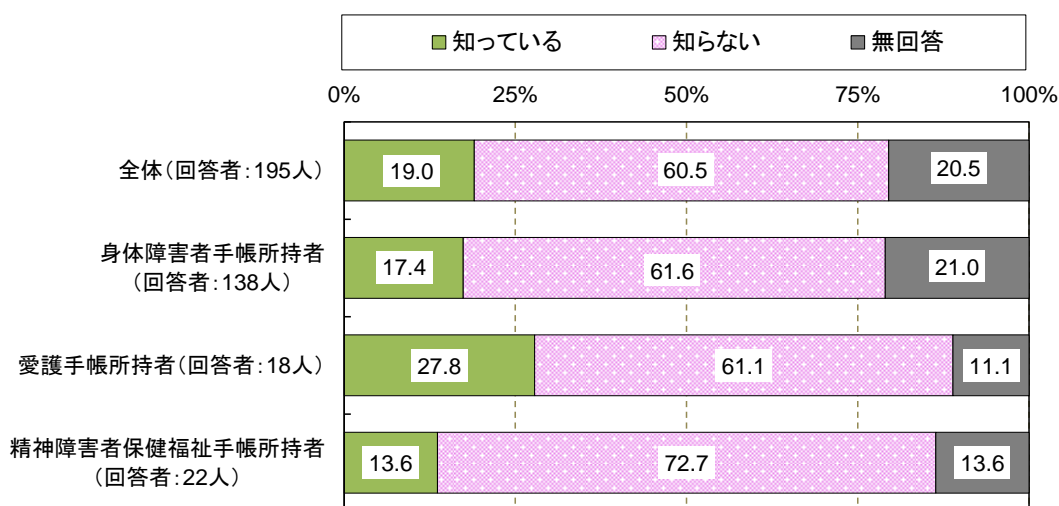
障害者虐待防止法の認知度は、「知っている」との回答が19.0%となっており、前回調査の14.4%から増加しています。

障がい別にみると、どの手帳所持者とも前回調査と比べ、「知っている」が増加しています。

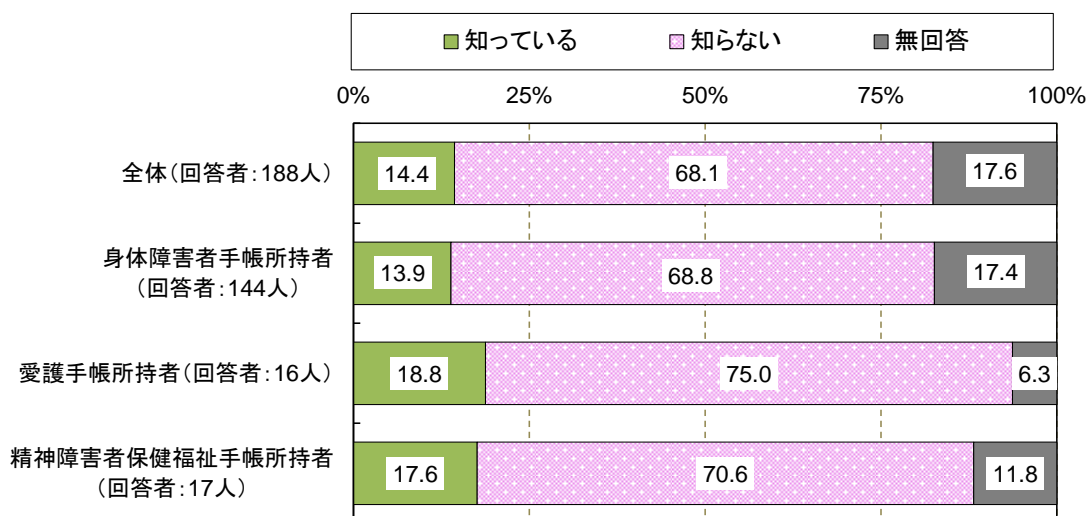
障がい者への虐待防止のための各種制度の周知を図っていくことが求められています。

■障害者虐待防止法の認知度

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



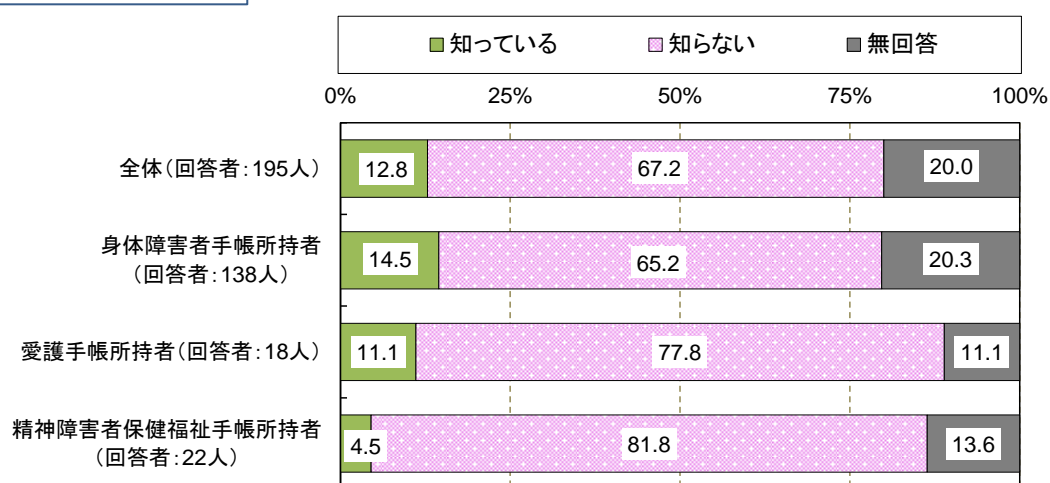
⑮障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法の認知度は、「知っている」との回答が12.8%となっており、前回調査と同数、また「知らない」の割合はわずかに減少しています。

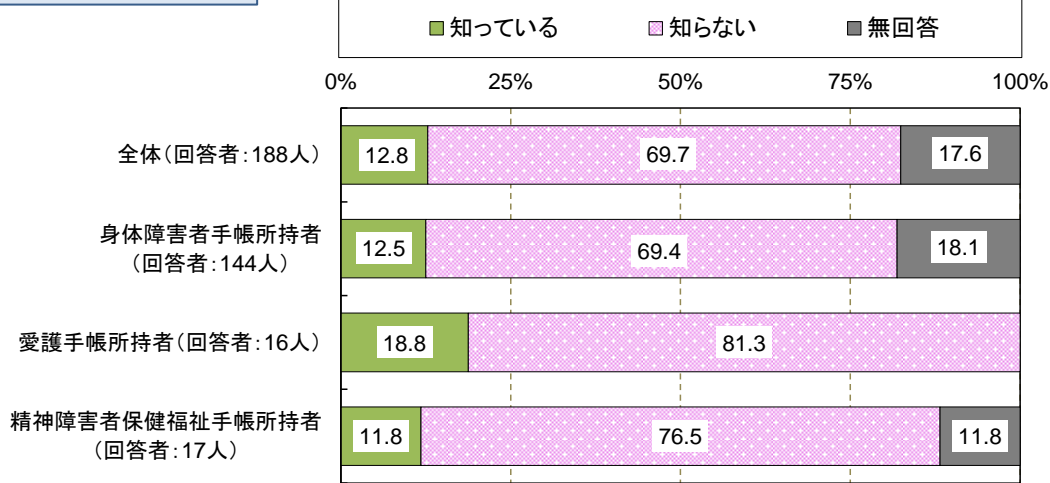
前回調査との比較を障がい別にみると、「知っている」の割合は、身体障害者手帳所持者は増加していますが、愛護、精神障害保健福祉手帳の所持者は減少しています。

■障害者虐待防止法の認知度

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



⑩障がいのある人にとって六ヶ所村は暮らしやすい村だと思うか

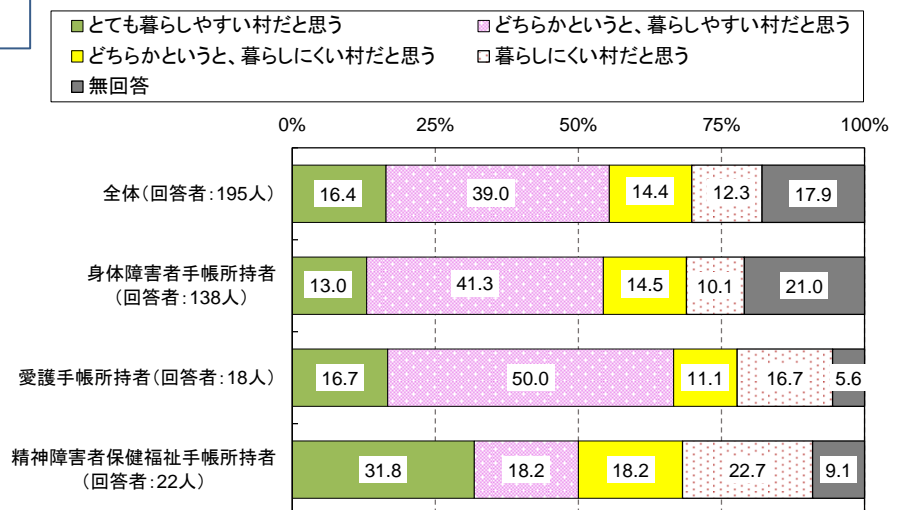
六ヶ所村は暮らしやすい村だと思うかでは、全体では「どちらかという、暮らしやすい村だと思う」が 39.0%で最も多く、「とても暮らしやすい村だと思う」(16.4%)と合わせると、55.4%が暮らしやすい村と回答しており、前回調査から、2.3%増加しています。

障がい別に、「暮らしやすい村だと思う割合」をみると、身体障害者手帳所持者は 54.3%、愛護手帳所持者では 66.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 50.0%となっており、前回調査を上回っています。

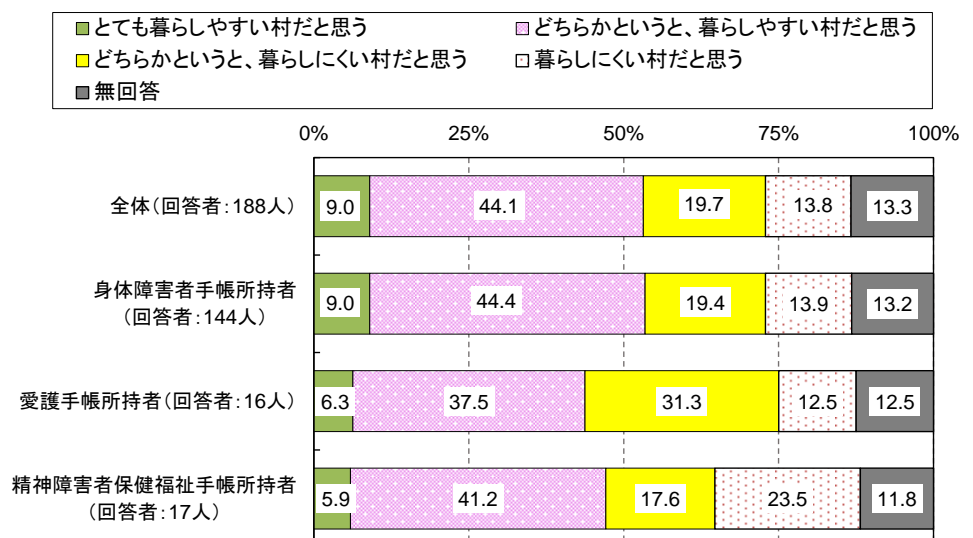
今後も障がい者にとって暮らしやすい村づくりを進める上で、障がい福祉サービスの充実とともに、村民への障がいや障がい者への理解促進、啓発を進めて行くことが求められます。

■暮らしやすい村だと思うか

【令和2年度調査】



【平成29年度調査】



## 第3章 計画の基本的な視点



# 第3章 計画の基本的な視点

## 1 基本的理念

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の策定指針に基づき以下の7項目を基本的理念とし、計画を推進します。

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等および障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障がい福祉サービスの一元的な実施

村を主体とした身近な実施主体において障がい福祉サービスを実施するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと種別ごとに分かれていた制度を、難病患者等も対象として一元的に実施し、サービスの充実を図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能および住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するため、障がい児およびその家族に対し、早期から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域の支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築をめざします。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。



## (6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえる必要があります。

そのため、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## 2 基本的な考え方

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画的に推進していきます。

### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ①地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥アルコール、薬物及びギャンブルなどの依存症対策の推進

### (2) 相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の設置等

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第4章 数値目標の設定



# 第4章 数値目標の設定

## 1 第5期計画成果目標の達成状況

前期計画である、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の成果目標達成状況は以下の通りとなります。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活移行の達成状況

令和2年5月末時点で施設入所者数は40人となっており、目標値である1人の削減見込みの状況で推移しています。地域生活移行者数は2人となっています。

#### ■施設入所者の地域生活移行

目標1 施設入所者の地域生活へ移行		
平成28年度末実績	平成28年度末時点の入所者数 (A)	41人
見込み	令和2年度末の施設入所者数 (B)	40人
★目標値	令和2年度末までの削減見込 (A-B)	1人
★目標値	令和2年度末までの地域生活移行者数	4人
実績値	令和2年度末の施設入所者数見込み	40人
実績値	計画期間中の地域生活移行者数見込み	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在、保健、医療、福祉関係者による協議の場は、未設置となっておりますが、今後は個別ケア会議にて協議の予定としております。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
★目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置	設置
実績値	令和2年度末の設置数見込み	1か所

(3) 地域生活支援拠点の整備の達成状況

令和2年度5月時点での設置はないものの、次期計画期間中に設置する予定です。

■地域生活支援拠点の整備の達成状況

目標3 地域生活支援拠点の整備		
★目標値	令和2年度末までに設置	1か所
実績値	令和2年度末の設置数見込み	未設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行の達成状況

計画期間中に一般就労へ移行した方は0人の見込みとなっております。

■福祉施設から一般就労への移行の達成状況

目標4 福祉施設から一般就労への移行		
平成28年度実績	平成28年度現在の年間一般就労移行者数	0人
★目標値	令和2年度の年間一般就労移行者数	1人
実績値	令和2年度の年間一般就労移行者数	0人

## (5) 就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者の達成状況

目標値5人に対して、令和2年5月末時点では1人の利用となっています。

令和2年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の事業所の割合については、村に就労移行支援事業所がないため目標の設定はしていません。

## ■就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者の達成状況

目標5 就労移行支援事業の利用者数		
平成28年度末実績	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	4人
★目標値	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	5人
★目標値	令和2年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の事業所の割合	該当なし
実績値	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	1人
実績値	令和2年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の事業所の割合	該当なし

## (6) 就労定着支援による職場定着率

令和2年5月末時点で、就労定着支援の利用者は1人で、支援開始1年後の職場定着率は0%となっています。

## ■就労定着支援による職場定着率

目標6 就労定着支援による職場定着率		
★目標値	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%
実績値	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	0%

(7) 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は本村にはありませんが、他市町村の事業所の利用を本村で措置したため、圏域で確保できています。

児童発達支援センターや医療的ケア児支援のための協議の場等については、今後、近隣市町村と協議し圏域での設置を検討していきます。

■障がい児支援の提供体制の整備

目標7 障がい児支援の提供体制の整備等		
★目標値	令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置	圏域で設置
★目標値	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	圏域で設置
★目標値	令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	圏域で設置
★目標値	平成30年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	圏域で設置
実績値	児童発達支援センターの設置	未設置
実績値	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	未設置
実績値	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	圏域で確保
実績値	医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	未設置



## 2 令和5年度までに目指す数値目標の設定

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目的の1つは、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題にいかに対応していくのかを明らかにすることです。

本計画ではこれまでの実績と本村の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活移行の目標

国の指針では、本計画期間において、「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること」、「令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上削減すること」を目標として設定しています。

本村では、地域の実情を踏まえ、入所者数の削減目標を1人、地域生活移行者数の目標を3人と設定します。

#### ■施設入所者の地域生活への移行

目標1 施設入所者の地域生活への移行		
令和元年度末実績	令和元年度末時点の入所者数 (A)	42人
見込み	令和5年度末の施設入所者数 (B)	41人
★目標値	令和5年度末までの削減見込 (A-B)	1人
★目標値	令和5年度末までの地域生活移行者数	3人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

本村では、令和2年度中に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する予定です。

### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
★目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和5年度末までに設置	設置

## (3) 地域生活支援拠点の整備

国の指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとしています。

本村では、第6期計画期間内において、圏域での設置に向け協議を行います。

### ■地域生活支援拠点の整備

目標3	地域生活支援拠点の整備	
★目標値	令和5年度末までに設置 年1回以上運用状況を検証および検討	1か所

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和5年度には令和元年度の1.27倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めています。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として定めています。

本村では、地域の実情を踏まえ、令和5年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」は1人と設定します。また、就労移行支援事業による一般就労移行者数を1人、就労継続支援A型事業による一般就労移行者数を1人、就労継続支援B型事業による一般就労移行者数を1人と設定します。

## ■福祉施設から一般就労への移行

目標4 福祉施設から一般就労への移行		
令和元年度実績	令和元年度現在の年間一般就労移行者数	0人
★目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	1人
★目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	1人
★目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	1人
★目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	1人
★目標値	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人
★目標値	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	該当なし

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、「令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置」、「令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築」することを目標として設定しています。

また、主に重症心身障がい児を支援するため、「令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保」することを目標として設定しておりますが、令和2年度において、確保されております。

さらに、医療的ケア児支援のため「令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定しています。

本村では、発達支援や放課後等デイサービス事業所はありませんが、圏域で確保できています。今後、児童発達支援センター等、近隣市町村と協議し圏域での設置を目指していきます。

■障がい児支援の提供体制の整備等

目標5 障がい児支援の提供体制の整備等		
★目標値	令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置	圏域で設置
★目標値	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	検討
★目標値	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	圏域で確保
★目標値	令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	圏域で設置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み」を目標として設定しています。

### ■相談支援体制の充実・強化等

目標6 相談支援体制の充実・強化等		
★目標値	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施
★目標値	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 の見込み	12回

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和5年度末までに、「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み」、「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施の見込み」を設定し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標として設定しています。

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<p>目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>		
★目標値	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	1人
★目標値	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施の見込み	実施

第5章 障がい福祉サービス等の  
見込量と確保の方策  
(第6期障がい福祉計画)





# 第5章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策（第6期障がい福祉計画）

## 1 訪問系サービス

### 【訪問系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がかなり高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### 《第5期の見込量と実績》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護	12人	12人	13人	9人	14人	9人
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護	155時間	309時間	168時間	299時間	181時間	261時間
重度障害者等包括支援						

《第6期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	10人 290時間	10人 290時間	10人 290時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、平成30年度及び令和元年度の実績から利用人数は減少しているものの、重度訪問介護に要する時間が増えた為、一人当たりの利用時間が伸びています。

今後も、村内及び近隣市町村のサービス提供事業者の活用を図るとともに、新規事業者に対しては、見込量等に関する情報提供を積極的に行うなどにより参入を促し、サービス提供体制の確保に努めます。

また、福祉関係団体と一緒にサービス内容や提供方法等を検討し、可能な限り希望に応じることのできる質の高いサービス提供を目指します。

## 2 日中活動系サービス

### 【日中活動系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型：雇用型、 B型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 《第5期の計画値と実績値》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活介護	41人 934人日	43人 950人日	41人 934人日	44人 994人日	40人 912人日	44人 981人日
自立訓練（機能訓練）	1人 1人日	0人 0人日	1人 1人日	0人 0人日	1人 1人日	1人 1人日
自立訓練（生活訓練）	4人 80人日	3人 63人日	5人 100人	1人 6人日	5人 100人日	2人 42人日
就労移行支援	4人 60人日	1人 1人日	4人 60人日	1人 6人日	4人 60人日	2人 20人日
就労継続支援 （A型：雇用型）	1人 19人日	3人 51人日	2人 38人日	2人 41人日	2人 38人日	3人 62人日
就労継続支援 （B型：非雇用型）	30人 600人日	29人 557人日	31人 620人日	30人 606人日	31人 620人日	31人 610人日
就労定着支援	1人	0人	1人	1人	1人	1人
療養介護	1人	1人	1人	1人	1人	1人
短期入所	2人 30人日	2人 5人日	2人 30人日	4人 16人日	2人 30人日	1人 10人日

※人日：実利用人数×1人当たりの利用日数。以降の表も同じ。

## 《第6期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	44人 981人日	44人 981人日	44人 981人日
自立訓練（機能訓練）	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日
自立訓練（生活訓練）	3人 63人日	3人 63人日	3人 63人日
就労移行支援	2人 20人日	2人 20人日	2人 20人日
就労継続支援 （A型：雇成型）	3人 62人日	3人 62人日	3人 62人日
就労継続支援 （B型：非雇成型）	31人 610人日	31人 610人日	32人 630人日
就労定着支援	1人	1人	1人
療養介護	1人	1人	1人
短期入所（福祉型）	2人 20人日	2人 20人日	2人 20人日
短期入所（医療型）	1人 10人日	1人 10人日	1人 10人日

## 《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、概ね横ばいから減少傾向で推移しているものの、就労継続支援（B型：非雇成型）の利用実績は増加傾向となっています。

生活介護、就労継続支援（B型：非雇成型）については他のサービスに比べて利用者が多く、今後も利用者の増加が見込まれますが、村内及び近隣市町村の事業者により十分なサービス提供が確保できる見込みです。

今後は、障がい者の日中活動、就労の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援のサービス提供の充実に努めるほか、企業に対して障がい者の雇用を働きかけていきます。また、就労定着支援については、サービスを必要とする対象者に対し、的確に支援できるよう努めます。

今後も、既存のサービス提供事業者を通じたサービス提供体制の確保を図るとともに、新規に参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。

### 3 居住系サービス

#### 【居住系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 《第5期の計画値と実績値》

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自立生活援助	1人	0人	1人	0人	1人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	24人	24人	25人	25人	26人	26人
施設入所支援	41人	41人	40人	42人	40人	42人

《第6期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助 （グループホーム）	26人	27人	28人
施設入所支援	41人	41人	41人

《サービス見込量の確保について》

第5期における利用状況をみると、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援ともに横ばい傾向で推移しています。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、相談者の意向を十分に把握し、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

## 4 相談支援

### 【相談支援サービス一覧】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人で、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者に、計画的なプログラム作成の相談をします。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

### 《第5期の計画値と実績値》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
計画相談支援	19人	30人	19人	30人	20人	30人
地域移行支援	1人	0人	1人	0人	2人	0人
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	2人	0人

《第6期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	30人	30人	30人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

《サービス見込量の確保について》

第5期における計画相談支援については、平成30年度及び令和元年度は見込みを上回る利用がありました。

障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須なため、利用者数の増加が見込まれることから、相談支援体制の確保に努めます。

また、地域移行支援と地域定着支援については実績がありませんでした。

それぞれのサービス対象となる障がい者を適切に支援するため、サービス提供体制の確保に努めます。



第6章 障がい児支援の見込量と  
確保の方策  
(第2期障がい児福祉計画)



# 第6章 障がい児支援の見込量と確保の方策（第2期障がい児福祉計画）

## 1 障がい児通所支援

### 【障がい児通所支援一覧】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

## 《第1期の計画値と実績値》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	3人 30人日	2人 8人日	3人 30人日	1人 5人日	3人 30人日	2人 20人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	6人 90人日	6人 94人日	6人 90人日	9人 114人日	7人 105人日	10人 150人日
保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 12人日	0人 0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 12人日	0人 0人日

## 《第2期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	2人 20人日	2人 20人日	2人 20人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	10人 150人日	11人 165人日	11人 165人日
保育所等訪問支援	0人 0人日	1人 12人日	1人 12人日
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

## 《サービス見込量の確保について》

児童発達支援については、平成30年度に2人、令和元年度及び令和2年（5月末時点）に1人のサービス利用があります、放課後等デイサービスについては、利用者、利用回数ともに増加しています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、1人の利用を見込んでいましたが利用はありませんでした。

また、医療型児童発達支援については、現在提供予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。

放課後等デイサービスなどは利用者の増加が見込まれることから、関係機関と連携しながら、必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

## 2 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

### 《第1期の計画値と実績値》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい児相談支援	3人	6人	3人	8人	3人	8人

### 《第2期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	8人	9人	9人

### 《サービス見込量の確保について》

平成30年度及び令和元年度では、見込みを上回る利用がありました。

障がい児通所支援を利用するため、障がい児支援利用計画の作成が必須なことから、相談支援体制の確保に努めます。

### 3 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

#### 《第1期の計画値と実績値》

（1か月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	2人	0人	4人	0人

#### 《第2期のサービス見込量》

（1か月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	2人

#### 《サービス見込量の確保について》

コーディネーターの養成については、平成30年度から研修への参加を促し、令和元年度から、2人ずつ配置する予定でしたが、実績は0人となっています。

今後は、関係機関と協議し、次期計画期間内での配置を目指します。

## 第7章 自立支援医療と補装具





# 第7章 自立支援医療と補装具

## 1 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。基本は1割負担ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

### （1）精神通院医療

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院に係る医療費の支給を行います。

### （2）更生医療

「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体上の障がいを有すると認められる者で、障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

### （3）育成医療

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

## ■自立支援医療制度利用者

### 《第5期の実績値》

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自立支援医療給付					
精神通院医療	延人数(人)	104人	152人	147人	96人
更生医療	延人数(人)	44人	31人	52人	36人
育成医療	延人数(人)	1人	0人	3人	4人

各年度3月31日現在

資料：六ヶ所村 福祉課

### 《第6期のサービス見込量》

(1か月当たり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療給付				
精神通院医療	延人数(人)	134人	134人	134人
更生医療	延人数(人)	42人	42人	42人
育成医療	延人数(人)	1人	1人	1人

### 《今後の方策》

第5期における精神通院医療については、100人から150人、更生医療については、30人から50人で推移しています。

今後も制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

## 2 補装具の支給

補装具とは、「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」で、義肢や車いすなどがあります。

補装具費の支給サービスでは、補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行っており、利用者負担については1割の定率負担が適用されますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

### ■補装具費の支給件数

#### 《第5期の実績値》

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
交付件数(件)	18件	19件	6件	12件
修理件数(件)	9件	12件	14件	12件

各年度3月31日現在

資料：六ヶ所村 福祉課

#### 《第6期のサービス見込量》

(1か月当たり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	14件	14件	14件
修理件数(件)	11件	11件	11件

#### 《今後の方策》

今後も一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。



## 第8章 地域生活支援事業の見込量と 確保の方策



# 第8章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

実施事業については、障がいのある人の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行うために様々なメニューが用意されており、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業からなる「必須事業」と、村が独自で実施する事業を定める「任意事業」から構成されます。

## 1 理解促進・研修啓発事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進・研修啓発事業	有	有	有	有	有	有

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	有	有	有

### 《サービス提供について》

村民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、広報やホームページへの掲載も実施していきます。

## 2 自発的活動支援事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	無

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	無	無	無

### 《サービス提供について》

第5期においては、実績はありませんでしたが、第6期では障がい者やその家族及び地域住民等により自発的に行う活動に対しての支援を必要に応じて検討していきます。

## 3 相談支援事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
①相談支援事業	-	-	-	-	-	-
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	無
②基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業	有	有	有	無	有	有



## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①相談支援事業	-	-	-
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	無	無	無
②基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無
③住宅入居等支援事業	有	有	有

## 《サービス提供について》

## ①相談支援

相談支援事業については、村内の指定相談支援事業所を中心とした3障がい共通の相談窓口を確保し、相談しやすい体制の整備に努めています。

基本的な相談業務については福祉課が窓口となって対応し、中立・公平な立場で相談に応じることにより、誰もが相談しやすい体制の整備を図ります。

また、相談内容の専門性などにより、最適な窓口を紹介していきます。

なお、基幹相談支援センターの設置については、必要に応じて検討していきます。

## ②基幹相談支援センター等機能強化事業

本事業は、基幹相談支援センターなどに専門的な人材の配置等を図るものですが、専門的職員による相談支援については、地域活動支援センター等に委託して実施することとし、必要に応じて対応していきます。

## ③住宅入居等支援事業

本事業の利用者像である「賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅(アパート、マンション、一戸建て)）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」が実際に現れた場合は、福祉課が窓口となり、不動産業者に対する住宅のあっせん依頼、入居手続きの支援等を行います。本事業については、必要に応じて対応していきます。

## 4 成年後見制度利用支援事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度 利用支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	1人	1人	1人

### 《サービス提供について》

成年後見制度は、知的障がい及び精神障がいなどにより、判断能力が不十分であるのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の利益を考えながら、代理人として契約などの法律行為を行ったり、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

本事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図ることを目的に実施するものです。

第5期においては、利用実績はありませんでしたが、潜在的な制度利用希望者が存在することも想定されるため、対象者の把握に努め、中核機関を設置し手続きを速やかに進めるとともに、保護・援助が求められる知的障がい者及び精神障がい者に対して制度の利用を支援していきます。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度 法人後見支援事業	無	無	無	無	無	無

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

## 《サービス提供について》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、後見人の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

現在、実施予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。

## 6 コミュニケーション支援事業

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
コミュニケーション支援事業	-	-	-	-	-	-
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1件	0件	1件	0件	1件	0件
②手話通訳者設置事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	-	-	-
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1件	1件	1件
②手話通訳者設置事業	0か所	0か所	0か所

## 《サービス提供について》

聴覚、言語機能、音声機能及びその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、障がい者等の社会生活上の利便を図ります。

手話通訳者等の派遣については、青森県ろうあ協会等に委託し、サービス提供を確保しています。第5期においては、利用実績はありませんでしたが、潜在的な利用希望者も想定されることから、事業の普及に力を入れ、サービスが必要な方への支援に努めます。

## 7 日常生活用具給付等事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
日常生活用具給付等事業	-	-	-	-	-	-
①介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
②自立生活支援用具	1件	0件	1件	2件	1件	0件
③在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	2件
④情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	1件
⑤排泄管理支援用具	300件	280件	300件	225件	300件	209件
⑥住宅改修費	1件	0件	1件	0件	1件	0件

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	-	-	-
①介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
②自立生活支援用具	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
⑤排泄管理支援用具	253件	253件	253件
⑥住宅改修費	1件	1件	1件

### 《サービス提供について》

重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

今後も、用具の必要な方への事業内容の周知を図る一方、用具がスムーズに給付されるよう事業者をはじめとする各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。また、給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

### 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	5人	0人	5人	0人

### 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	5人	5人

### 《サービス提供について》

聴覚障がいのある方との交流活動の促進及び広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修の実施を必要に応じて検討します。

## 9 移動支援事業

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
移動支援事業	10人 210時間	5人 30時間	10人 210時間	4人 26時間	10人 210時間	3人 28時間

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	5人 30時間	5人 30時間	5人 30時間

## 《サービス提供について》

屋外での移動が困難で、支援の必要がある障がい者に対して、外出のための個別移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

## 10 地域活動支援センター

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
地域活動支援センター （六ヶ所村分）	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人
地域活動支援センター （他市町村分）	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター （六ヶ所村分）	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人
地域活動支援センター （他市町村分）	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人

## 《サービス提供について》

必要な機能を有する事業所（地域活動支援センター）において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活支援の促進を図る事業です。事業所の規模や専門職員の配置等の条件によって、センターはⅠ型からⅢ型に分類されます。

現在、他市町村の地域活動支援センターの利用が1人あり、今後も広域で連携をとりサービス提供の確保に努めます。



## 11 任意事業

## 《第5期の計画値と実績値》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込
①訪問入浴サービス事業	6人	0人	6人	0人	6人	0人
②更生訓練費給付事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
③日中一時支援事業	5人 300回	2人 184回	5人 300回	3人 151回	5人 300回	2人 252回
④生活サポート事業	1人 2回	0人 0回	1人 2回	0人 0回	1人 2回	0人 0回
⑤社会参加促進事業						
自動車運転免許取得・改造助成事業	1件	1件	1件	0件	1件	1件

## 《第6期のサービス見込量》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人
②更生訓練費給付事業	1人	1人	1人
③日中一時支援事業	2人 167回	2人 167回	2人 167回
④生活サポート事業	1人 2回	1人 2回	1人 2回
⑤社会参加促進事業			
自動車運転免許取得・改造助成事業	1件	1件	1件

## 《サービス提供について》

### ①訪問入浴サービス事業

在宅の重度の障がい者に対し、居宅において入浴サービスを提供します。事業運営については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。

### ②更生訓練費給付事業

就労移行支援・自立訓練を受けている身体障がい者で更生訓練を受けている者等に更生訓練費を支給し、障がい者の社会復帰の促進を図ります。

### ③日中一時支援事業

在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。事業運営については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。

### ④生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者に対し、地域での自立した生活の推進を図るため、家事など日常生活に関して必要な支援を行います。

### ⑤社会参加促進事業

#### ○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。

また、自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

## 第9章 計画の推進にあたって

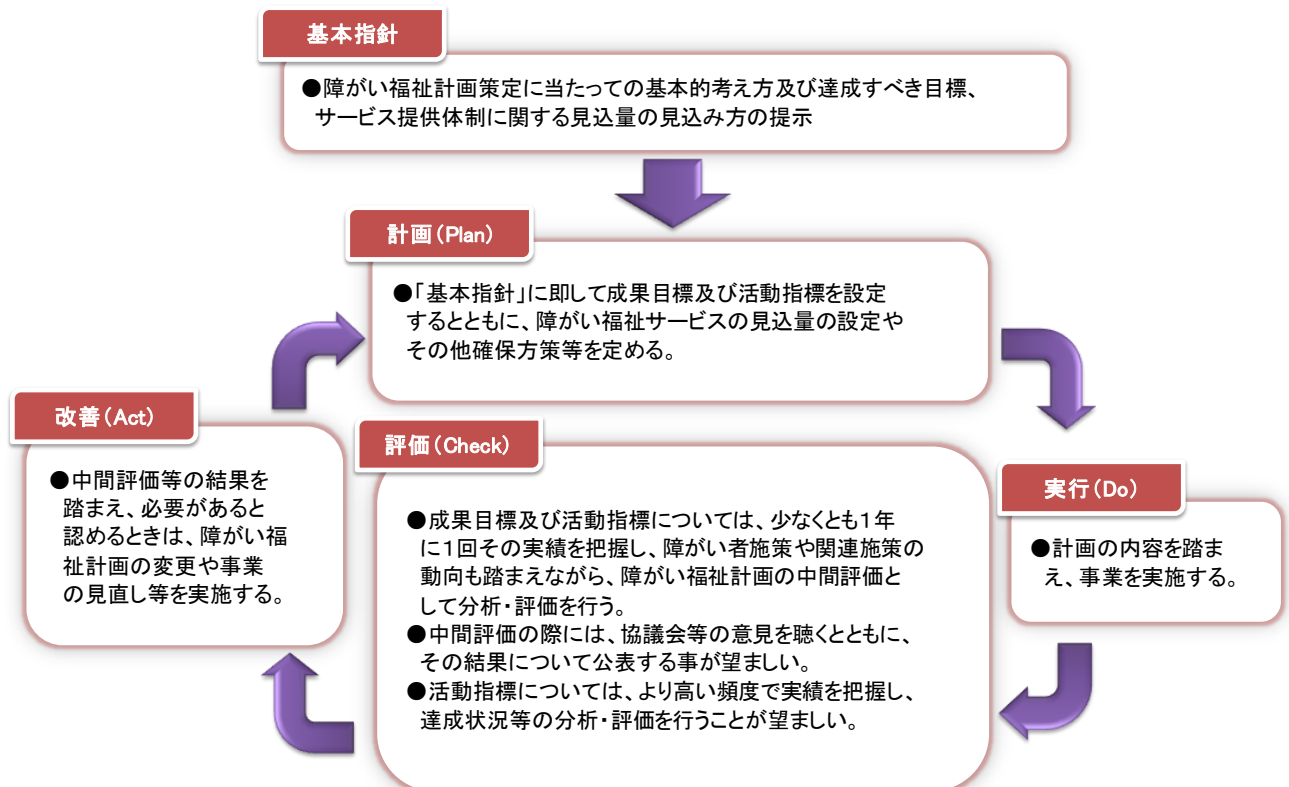


# 第9章 計画の推進にあたって

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

## ■障がい福祉計画におけるPDCAサイクル





資料





## 資料

## 1 六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

平成21年11月10日訓令第28号  
改正  
平成22年3月19日訓令第21号  
平成29年6月26日訓令第15号

## 六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、六ヶ所村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事項
- (5) 六ヶ所村相談支援機能強化事業及び青森県相談支援体制整備事業の活用に関する事項
- (6) 個別ケア会議の設置、運営に関する事項
- (7) 障害者計画・障害福祉計画策定に関する事項
- (8) その他協議会の運営に関し村長が必要と認める事項

(委員及び組織)

第4条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他地域の障害福祉の推進のために村長が適当と認めた者

2 協議会に、個別ケア会議を置く。

3 個別ケア会議は、第1項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の会議は村長が招集する。

2 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 個別ケア会議は、必要な委員等によって適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行は参集した者から互選する。

(意見聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月19日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月26日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する

## 2 六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿

委嘱・任命期間 令和元年8月6日～令和3年3月31日

NO	所属名	委員名	備考
1	社会福祉法人松緑福祉会指定相談支援事業所かけはし施設長	天間 龍博	指定相談支援事業所
2	社会福祉法人松緑福祉会ぼんてん荘デイサービスセンター所長	佐々木 薫	障害福祉サービス事業所
3	社会福祉法人松緑福祉会たもぎデイサービスセンター所長	駒井 長吉	障害福祉サービス事業所
4	六ヶ所村地域家庭医療センター所長	松岡 史彦	保健・医療関係者
5	保健相談センター所長	佐々木 恵理子	保健・医療関係者
6	教育委員会学務課 課長	田中 諭	教育機関関係者
7	村手をつなぐ親の会会長	蛭澤 雪江	障害者団体関係者
8	村身体障害者福祉会会長	坂上 健一	障害者団体関係者
9	村民生委員児童委員協議会会長	上長根 浅吉	学識経験者
10	村商工会会長	種市 治雄	その他村長が適当と認めた者
11	村社会福祉協議会会長	橋本 喜代二	その他村長が適当と認めた者
12	政策推進課 課長	吉岡 主悦	その他村長が適当と認めた者
13	子ども支援課 課長心得	木村 雅勝	その他村長が適当と認めた者



# 六ヶ所村第6期障がい福祉計画

•

## 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度 - 令和5年度)

令和3年3月

発行 六ヶ所村

編集 六ヶ所村 福祉課

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475

TEL : 0175-72-2111 (代)

FAX : 0175-72-2604